

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

公益財団法人佐賀未来創造基金(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表理事・山田健一郎

法人番号

5300005006123

申請団体の住所

佐賀市唐人二丁目5番25号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

市町域の『災害中間支援組織』育成事業～市町域での災害支援に資するマルチセクター・フェーズフリー化のためのネットワークづくり～

複数選択

災害支援事業_
①防災・減災支援_

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	市町域の『災害中間支援組織』育成事業			
	事業名（副）	市町域での災害支援に資するマルチセクター・フェーズフリー化のためのネットワークづくり			
	団体名	公益財団法人佐賀未来創造基金	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		④災害支援事業			
事業の種類2		防災・減災支援			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	○ (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	○ (3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
<u>1.貧困をなくそう</u>	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	災害は脆弱な人々の生活を脅かし、貧困を悪化させる。それゆえに、貧困層のレジリエンスを強化し、災害時のリスクを軽減することを目指している。これは災害リスク軽減（DRR）と連携し、防災計画や適切なインフラの整備、教育などを通じて達成することが可能である。また、安定した収入や社会保障、教育への取り組みは貧困撲滅と直結し、持続可能な開発に寄与する。
<u>6.安全な水とトイレを世界中に</u>	6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	災害はクリーンな水と衛生設備へのアクセスを脅かす可能性があり、特に女性や子供など脆弱な人々の健康リスクを高める。平時から水供給システムや衛生設備の防災対策を強化し、全ての人々が災害時でも安全な水とトイレにアクセスできるようにすることや、これらの対策は災害リスク軽減（DRR）の一部となり、災害時の影響を最小限に抑え、早期回復を可能にする。
<u>11.住み続けられるまちづくりを</u>	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	災害時、都市計画と災害リスク軽減（DRR）は、都市と住民を守る重要な役割を担う。耐震建築基準の制定、災害リスク情報の教育、都市計画やインフラの整備、そして地域住民参加の防災計画策定などを進めることで、市町が災害に強く、持続可能な町へと発展することができる。
<u>13.気候変動に具体的な対策を</u>	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	近年、気候変動は極端な気象パターンを引き起こし、災害の頻度と強度を増加させている。こういった脅威に対抗するため、社会経済のレジリエンスを強化し、災害リスク軽減（DRR）策を促進する。気候変動対策とDRRは互いに関連し、一方が災害リスクを低減し、他方が気候変動の影響に対抗するための手段となり、社会が気候変動と災害の影響により強く適応するために不可欠である。
<u>17.パートナーシップで目標を達成しよう</u>	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	自然災害は国境を越えて影響を及ぼすことがあり、それに対抗するためには、地方、国、国際的なレベルでの協力が必要である。パートナーシップを組むことで、過去の災害における経験や専門知識の共有、資源の活用、共通の目標に向けた協力などを通じて、より広範で効果的な対応を可能にする。特に災害リスク軽減や気候変動適応策においては、多様なステークホルダーが参加するパートナーシップが重要である。それは政府、民間セクター、NGOやNPO、地域コミュニティ、専門家や大学などが協力し、それぞれの視点と専門知識を活用することで、より包括的で効果的な戦略を構築し、災害に対するレジリエンスを強化する。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	152/200字
あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目的としている。 市民や企業の皆様から寄付を集め、市民活動団体やNPO等のCSO（市民社会組織）に助成することで、地域や社会の課題解決や活性化に取り組む市民立の財団である。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
社会的課題解決及び新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（CSO）、企業及び個人（企業等）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（社会的弱者）の支援に必要な資金等の資源を募り、助成等を行う事業をはじめ、助成先の組織基盤強化のための人材及び組織の育成、ひいては、県内外の各関係支援機関との連絡調整及びネットワーク構築並びにこのネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行う。	

II.事業概要

II.事業概要					国外活動の有無		—	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です		
実施時期	(開始)	2024/12/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	佐賀県		本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。			なし
直接的対象グループ	市町レベルでの三者連携やネットワーク形成の可能性がある佐賀県の中間支援組織および地域活動団体（CSO）、社会福祉協議会など					(人数)		県内の中間支援組織10団体程度、CSO約1000団体、20市町の社会福祉協議会、事業者37,659社など			
最終受益者	対象地域の災害に対する脆弱性を抱える住民及び地域活動団体					(人数)		<令和3年8月大雨の内水氾濫等被害状況報告・佐賀県> ・住宅被害：3,586世帯（武雄市・嬉野市・大町町等） ・農林水産関係被害総額：20,734百万円 <令和5年7月豪雨の土石流等被害状況報告・佐賀県> ・住宅被害：144世帯（佐賀市・唐津市3名死亡） ・農林水産関係被害総額：20,180百万円			
事業概要	北部九州では気候変動で大規模災害が多発し、佐賀県の市町（武雄市、大町町、佐賀市、唐津市等）でも多重被災が常態化している。全国各地で災害が同時多発的に発生し、県外災害支援団体の継続的な支援活動は難しい。佐賀県では「佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）」が県全域での調整役を担っており、防災基本計画や災害対策基本法等に明示されている「県域の『災害中間支援組織』や『三者連携』の必要性」を叶えるべく先進的に活動している。しかしながらこの一つで県全域をカバーすることには限界があり、市町域レベルでの支援や調整が不十分な状況である。 県内には既存の中間支援組織（平時のみ）約10カ所に加え、専門分野型中間支援組織やCSOも多数活動している。度重なる被災で防災等の意識は高まっているが、防災や災害対応のノウハウや人的・資金的な体制構築が難しい。そこで本事業より、災害等での地域の脆弱性を抱える市町において、各地域のCSO（特に中間支援組織）が防災減災・災害対応をする共助体制を構築する。更に「災害中間支援組織」として市町域で「行政・社協・CSO・企業」の四者連携ネットワークを構築し、持続的で包括的な災害支援体制を構築する。また県域災害中間支援組織「SPF」と各市町域の災害中間支援組織がネットワークを構築し、情報共有と協力体制の強化により、県域全体の防災・減災活動の推進と持続可能な支援体制を構築する。										

599/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	918/1000字
九州では気候変動に起因する豪雨災害等の災害が深刻で、2021年の国内の水害被害額は約3700億円、佐賀県は約680億円であった。 被災地では経済的、身体的、精神的負担が増大し、次の災害の来襲前に災害から立ち直れない「多重被災」が発生。避難生活が引き起こす身体的・精神的ストレス、心理的ダメージ、復興意欲の低下、「災害関連死」リスクは増大している。 この状況下地元住民と地域内の被災者の支援のために平時からの連携体制構築が急務であるが、地域の受援力体制と専門知識と経験を持つ人材等の不足でその実現が難しい状況である。 県内では災害復興や防災の専門家、心理的支援を提供するスタッフ、ボランティアなどをコーディネートする市町域の三者や四者の連携や地域ネットワークをコーディネートする「市町域の災害中間支援組織」の存在が求められている。 また長期的な援助活動や多重被災地域への持続的な支援体制の整備が必要である。 この困難な状況の解決策として、市町域での地元の中間支援組織から発展・進化した「災害中間支援組織」や、地域内での防災や災害対応の担い手が必要になっている。 全国では県域の災害中間支援組織は20カ所程度に増えてきているが、市町域での地元主体の災害中間支援組織はまだ難しい状況である。 佐賀県内で昔から活動している市町レベルの中間支援組織は、高齢者・子ども・障害者等の分野において活発に活動している。 既存の中間支援組織や分野の専門知識や地域特性を理解して信頼されている経験値もある地元団体をエンパワメントすることで、防災減災の支援体制整備が可能で、市町域での「災害中間支援組織」とすることが急務である。 県域はある程度先進的に進んでいるものの、災害現場での取組みが遅れている市町域のCSOや中間支援組織の参画により、被災者支援と平時からの連携体制の構築が進み地域の持続可能な発展が促進される。 CSOや中間支援組織が地域の行政や社協と三者（四者）連携を行い、各分野の専門性やリソースを活用して支援活動を行うことで社会的価値が創出され、被災地の復興、地域のレジリエンスの強化、SDGsの達成に貢献し、持続可能な未来社会の実現に寄与する。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
災害時には災害救助法等が適用されるが、発生時は行政自身が被災し機能が十分に発揮されず、災害中間支援組織が必要とされるが存在や機能が確立しておらず、地域関係者との連携が不十分な状況。県域の三者連携は進んでいるが、災害現場の市町での「三者連携」は進んでいない。積極的に防災減災に取組む自治体は「行政だけで解決できない課題に協力出来る多様なリソースを持つ地元支援団体と繋がりたい」と連携を必要としている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
2016年から県域災害中間支援組織「SPF」の機能・組織基盤強化を休眠預金事業等も連携して実施。 当財団は発災後直ちにSPFと連携して「佐賀災害基金」で寄付・助成事業を展開し、資金支援や被災地支援等を実施。 九州SDGs経営推進フォーラム防災等分科会や九州防災災害支援コンソーシアムに参画して企業連携を推進。 SPF連携で内閣府「災害中間支援組織強化」モデル事業や地域自主防災組織強化事業等も実施。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	200/200字
災害等で脆弱性を抱える市町に、平時からの防災減災活動と災害発生時の緊急支援を両立する地元でのきめ細やかな支援体制を築くことができる。 また、複数年事業による知見とノウハウの蓄積は他地域に展開する際に役立ち、防災・減災活動の質を向上させる先進的モデルとなる。 これにより、被災地の経済的復興と心理的回復を支援し、防災意識の普及や地域の持続的発展に貢献する社会的なインパクトを最大化する重要な手段となる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了5年後には佐賀県内10市町域において、防災支援及び災害時の支援体制を強化することにより、持続的な防災・減災活動がより推進された地域になっている。
①平時も有事も支援活動を行い続けることができる（フェーズフリー化、BCP作成）事業形成やノウハウと組織基盤がある団体を地域に創る。
・多様なCSOの積極的な防災・減災活動の促進と地域社会のレジリエンス向上
・平時からの備えが災害時に役立ち、CSOが積極的に防災・減災活動に参加するよう促進する
・地域社会の防災能力が向上し、災害に対するレジリエンスが高まっている
②県内10市町域において、地元を主体とした市町今での防災支援や災害対応ができるCSO（特に中間支援組織）の発掘・育成
・佐賀県域では実現している災害中間支援組織「SPF」のような団体を市町域に創出する
・組織としても基盤が整い継続した活動と組織になっている
・地域から信頼されて平時での活動に加えて防災活動を実施している
③市町レベルでの「行政・社協・CSO（市民社会組織）」の"三者連携（四者連携）"に加え、企業などを含む地域ネットワーク体制整備ができ、コレクティブインパクト（マルチセクター化）による取り組みが促進されている。
・県域災害中間支援組織「SPF」との連携で、市町レベルで三者連携や地域ネットワークが構築されて地域力が向上している
・県内での災害中間支援組織ネットワークの構築を通じて、災害時に迅速かつ効果的な支援活動を行う体制が実現している

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1) 想定する県内の4市町域において、災害支援、中間支援機能を持つ組織が強化され、災害・防災活動に意識あるCSOの組織基盤強化に繋がる情報を届けることで、その市町域のCSOに認知されるようになる。		1) -①防災関連研修（シミュレーション訓練・被災地での実地研修等）への参加や実施 1) -②市町域での災害情報共有会議の参加者数 1) -③団体（実行団体）の防災計画及び発災時対応フローの作成進捗 1) -④団体（実行団体）事業のフェーズフリー化の進捗		1) -①初期値：県レベルでは行われているが、市町レベルでの開催は不十分な状態 1) -②初期値：0 1) -③初期状態：作成に着手できていない 1) -④初期状態：フェーズフリー化に着手できていない			1) -①目標値：年3回程度 1) -②目標値：参加者延べ数240人程度 1) -③目標状態：防災計画及び発災時の対応フローが作成され情報公開されている 1) -④フェーズフリー化が進んでいる（有事の際にも活用できる状態になっている） 目標達成時期：2028年3月
2) 想定する県内の4市町域において、災害支援、中間支援機能を持つ組織が、佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）と協力・連携することで、行政・社協・CSOとの三者連携（四者連携も含む）体制ができている。		2) -①三者連携による災害情報共有の頻度 2) -②三者協定の締結有無		1) -①初期値：災害情報共有の頻度: 0回 2) -②初期値：0件			2) -①目標値：月1回以上の情報共有 2) -②目標値：三者協定3件 目標達成時期：2028年3月
3) 想定する県内の4市町域において、災害支援、中間支援機能を持つ組織が、防災・災害に関する資源をその市町域のCSOへ共有することで、市町レベルの災害対策ネットワークが構築されている。		3) 想定する県内の4市町域の、地域資源マップによる資源数量の可視化		3) 初期状態：資源数量が可視化できていない（個々の組織内に留まっている状態）			3) 目標状態：地域資源マップが市町域のCSOに共有され、資源数量の可視化による情報共有ができている 目標達成時期：2028年3月

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
1) 実行団体との定期面談および各種研修（SPF連携）の実施により、実行団体が市町村の災害対策ネットワーク構築に取り組むための学びが促進されている。		1) -①定例会議や研修の開催回数 1) -②参加者の理解満足度		1) -①初期値：なし 1) -②初期値：なし			1) -①目標値：年2回程度 1) -②目標値：参加者の理解満足度80%以上 目標達成時期: 2028年3月
2) 組織基盤形成のための課題抽出をサポートし、その解決に向けた計画と実施の伴走支援を行うことにより、実行団体が体制整備と強化に着手できている。		2) -①サポート内容の理解度 2) -②サポートによる満足度		2) -①初期値：なし 2) -②初期値：なし ※採択後に初期値の調査（アンケート）			2) -①目標値：参加者の理解度80%以上 2) -②目標値：参加者の満足度80%以上 目標達成時期: 2028年3月
3) 多様なファンドレイジング手法の情報やノウハウ提供および実践にむけた伴走支援により、実行団体が活動する市町村において防災・災害支援活動に取り組む資源調達の基盤が形成されている。		3) 基金設立の有無		3) 初期値：なし			3) 目標値：基金設立3件 目標達成時期: 2028年3月
4) 災害支援、中間支援機能を持つ組織（災害中間支援組織）により可視化された地域資源が、県域にも情報公開・共有され、県域的に地域社会へ発信されることで、資源循環の一助となっている。		4) 県域の、地域資源マップによる資源数量の可視化		4) 初期状態：資源数量が可視化できていない			4) 目標状態：地域資源マップが県域の防災・災害関連に関心を持つ人や組織に情報公開され、資源数量の可視化による情報共有ができています 目標達成時期：2028年3月

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【人材育成】防災支援及び災害対応ができる人材を雇用して育成する。 県内の4市町村において平時の中間支援機能を持つ組織が、災害対応ができる人材（担当者）を配置し、育成する。また主催（共催）する災害関連の研修会を実施し関係研修にも積極的に参加、対面やメルマガ等でも情報共有していくことで、この市町村での防災・災害対応力向上に努める。	2025年4月～2028年3月	166/200字
【連携構築】佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）と連携し、市町村における三者連携（四者連携を含む）を促進する。 行政・社会福祉協議会・実行団体、SPFのコーディネートやフォローを受け、三者連携から三者協定の締結に向けた環境整備を行う。 三者連携等で取得する情報、他関連情報を共有するノウハウを習得して情報共有会議や円卓会議などで実践する。	2025年4月～2028年3月	170/200字
【環境整備】防災・災害対応ができる市町村にするための資源（ひと・もの・かね・情報）を整える。 市町村で中間支援機能を持つ組織が、地域資源マップにより過不足を可視化し、三者および災害・防災活動に意識あるCSO等に共有する。 平時、有事に関わらずそうした情報をもって資源が市町村で循環する（＝整う）仕組みを創る。	2025年4月～2028年3月	154/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【組織基盤強化】 事業推進や組織基盤強化につき学び合いの機会を提供、市町域のネットワーク構築に繋がる学びや実践を促進させる。 組織のリスクを減らすためDX化や仕組み化に取組む技術的な支援を月1回以上の定期面談、ヒアリングにて伴走支援を行う。	2025年4月～2028年3月	120/200字
【環境整備】 図上シュミレーション訓練等でのノウハウ、災害現場（佐賀県をはじめ、九州各県や能登半島など）での支援経験を以て、行政や社協との三者連携をはじめ、市町域のCSO等との関係やネットワーク構築支援を実施する。 地域円卓会議をはじめ、中間報告会・最終報告会の実施や事業成果の白書を作成や情報発信を支援することで地域内での認知度や信頼性の向上支援を実施する。	2025年4月～2028年3月	180/200字
【資源調達】 多様なファンドレイジングおよび県内の4市町域における「災害基金」の創設。実行団体の事業継続及び持続可能な組織基盤形成に向け、そのノウハウを習得するための伴走支援を行う。	2025年4月～2028年3月	91/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	実施内容：対話、WEB、SNS、プレスなどを活用、メディアや協力団体との連携強化。（SPF/行政/社会福祉協議会 /佐賀経済同友会/佐賀JC等） ターゲット：県内中間支援組織やCSO等の社会的事業者、また災害支援分野・社会課題の解決に関心を持つ企業等 手段：対象者との地域での対話やコミュニケーションを重視 効果：市民の関心喚起と参加意欲向上、防災・減災活動認知促進	183/200字
連携・対話戦略	実行団体、JANPIA、そして地域内での三者連携モデルに関心のある個人、団体などの関係者が集まり、実行団体の活動報告、意見交換、知識共有を実施する。オンラインやオフラインの両方を活用し、ディスカッションの場を提供する。また、定期的な報告や評価を通じてプロジェクトの進捗と成果をモニタリングする。 これにより、関係者間の連携と協力を強化し、連携活動の改善に役立てる。（地域円卓会議や報告会等）	195/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	①組織基盤強化で防災・災害担当部署を設置継続できるノウハウ支援や相談支援を実施 ②多様なファンドレイジングと「災害基金」創設と運用 行政・社協・SPFはじめ関係機関との連携での資金調達を実施。行政や企業等との共同プロジェクト等で、協定や提携、資金的支援を含む体制構築を実施 ③災害に脆弱性を抱える地域ニーズを把握して収益を生む計画を策定。職員のスキル向上を行い業務プロセスの見直しや効率化、リスク管理導入、迅速な意思決定で持続可能な運営体制構築 ④災害支援分野の課題の持続的解決の為、隣接する市町CSOや他地域の行政機関、社協、企業等との連携を強化し地域住民や関係者を巻き込み情報共有を行い、知見を蓄積し継続的な学習を促進 ⑤コミュニティ財団の強みを活かし、関係省庁や政策立案者との対話や政策提言を行ない法改正や制度改革への関与を通じ災害支援の重要性を訴え、適切な政策措置の反映を促す。	393/400字
実行団体	①各種助成金や寄付集めによるファンドレイジングを実施する。 ②期間中に育成した人材や組織のネットワークを活用し、これからの災害支援に必要な人材育成プログラムの展開。 また実績や成果を積極的に広報し、関心を持つ行政・企業や関係団体からの協力や支援を募る。 ③本事業で確立したネットワークや関係性を活かし、他組織との連携を強化 ④関係省庁や政策立案者との対話を継続し、現場の声を反映した政策提言を関係機関と連携して地域から行う。 ⑤プログラムの成果や効果を公的機関や地域行政に提案、関連政策の制度化を目指し積極的なロビー活動や政策提言を行い社会的インパクトを最大化する。関係機関や行政との協力体制を強化し、地域の防災・減災活動の一翼を担う存在として認知される。	329/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	785/800字
1：休眠預金2019年度通常枠「人口減少と社会包摂型コレクティブインパクト事業」 2019年から災害専門団体の支援を行った結果、平時にも持続可能な事業の実施や組織に成長している。今回は平時の活動団体（特に中間支援組織の）が、防災や災害対応が出来るよう支援活動を行うことに繋がっている。 2：休眠預金2021年度新型コロナウイルス対応緊急支援枠「コロナ禍での気候変動を起因とする災害対応支援事業」 令和3年8月の豪雨被災者を対象にしている。佐賀県で被災した個人および団体が最終受益者であり、支援を実施する団体が事業対象者となっている。 対象者の人数は約8,455人であり、住宅被害の軒数（3,382軒）をもとに算出された（1軒あたりの平均人数は2.5人としている）。 この事業は当財団が主導し、SPFとコンソーシアムで実施。対象地域は県全域。具体的な支援内容は令和3年8月の豪雨被災者への緊急復旧支援および復興整備、コロナ禍における対応。総助成額は約2.5億円で、7団体に支援。 達成成果：2021年8月の豪雨被災者および被災団体への支援で建物修復などを実施し、拠点・ストックヤード、重機・車両の整備を実施、緊急対応と同時に、継続して災害対策が行われ、今後の被災に備えることができた。この事業を通じて休眠預金以外の資源として、災害救助法等の活用に関する議論や研究が全国の専門家と共に行われ、今後の災害対策の一環として整備された。 3：地域独自助成：佐賀災害基金助成 令和元年から続く豪雨被害に対応するため、地域循環支援として「佐賀災害基金」を設立した。この基金は寄付を受け、助成プログラムを実施している。運営は当財団が担当し約1,500万円を100団体に助成した。 達成された成果：令和元年から災害時の緊急支援として各団体が被災者支援に活用し、多くの被災者を支援できた。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	736/800字
佐賀県域のコミュニティー財団として10年以上の助成と伴走支援を実施して1,000団体以上のCSOをはじめとする多様な担い手を発掘・育成・強化してきた。 2019年休眠預金事業では、災害専門支援団体を伴走支援した際に、災害支援団体が平時での地域支援活動をはじめ、コーディネート等の中間支援的な地域支援活動を行うことが重要であることがわかった。その為には平時の活動で生活困窮をはじめ高齢者・子ども・障害者などの課題分野ごとの支援団体が平時には防災減災活動、そして災害時には直接支援や分野ごとのコーディネートを地域で行う中間支援組織的な活動が必要になってくることがわかった。 これまでの休眠預金事業の取り組みで、SPFをはじめ、災害専門団体の強化を実施してきて、一定の成果はあるものの、専門団体だけでは県域をカバーすることが難しいことを確認して、企業なども含めた「四者連携」の取り組みに着手している。 2021年SPFと連携実施した休眠預金事業で(公財)九州経済調査協会と共同で企業の災害・防災への関与について調査。 佐賀県と福岡県の主要企業1,082社にアンケートを実施し10社程度の対面調査も実施。結果として61.0%の企業が災害支援の実績があり、約8割が支援に積極的な姿勢を示していることが明らかになった。今後の課題は、支援のマネタイズや行政・社協・NPOとの連携強化、同業種の連携などが重要。 また「九州防災減災対策協議会」という九州の災害支援の取り組みに参画しており、九州各県の企業と連携し、物資や寄付のマッチングを行っている。加えて、経済産業省九州経済産業局のSDGs分科会でも災害をテーマにした会議を開催し、これまでに約50社の企業との連携やマッチングを実現。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	4団体程度（佐賀県内4エリア程度）	
(2)実行団体のイメージ	市町域の既存中間支援組織やCSO、市町の社会福祉協議会、事業者などが対象 防災・減災・災害対応ノウハウや体制整備・ネットワーク作りの「中間支援組織」の機能を持ち、地域ネットワーク化や災害支援分野・社会課題の解決に関心を持つ中間支援組織やCSOなどを想定。 単体ではなく行政や社協との協働や三者連携等を想定し、経験とノウハウを共有し、相互の強みを活かし地域の防災・減災への貢献を目指す団体。	194/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3年間で、1,000万円から2,000万円程度（年間1団体での平均は660万円程度） 具体的な助成金額は、実行団体の組織基盤や提案内容（既存や新設の中間支援組織やCSOなど市町や団体の地域性や規模感や提案内容など）によって異なる。 助成金の配分には、実行団体の提案の内容や社会的なインパクト、持続性などが考慮される。 （本助成による実行団体への助成総額は、8,000万円程度を目途とする。）	196/200字

(4)案件発掘の工夫	10年以上の地域での助成と伴走支援等を通じた信頼や実績をもとに、関係機関との連携による周知や広報をしながら案件発掘を実施する。 また行政や社協とのネットワークによる、新たな団体へのアプローチを実施し信頼性や活動実績のある団体へのアプローチを行う。 さらに応募可能性を高めるために公募説明や相談の機会を設ける。これらの取組みにより、地域団体の参加意欲を高め、広範で確度の高い応募を促すことができる。	198/200字
------------	---	----------

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	統括PO：山田健一郎（中間支援組織・CSO・災害支援団体連携及び自治体コーディネート担当） 休眠事業含む助成・伴走支援は延べ1,000件以上 担当PO： █████ ICT関連・ロジ・資金分配・組織基盤強化担当）「日本財団助成事業」統括・PO 事業補佐及び事務局：吉村興太郎（専務理事）・ █████（事務局長）・ █████（事業部長） 連携協力 █████ 評価及び事業支援） █████ 専門的支援）						197/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	0	名		
			既存PO人数	2	名	予定あり(詳細は右記のとおり) 山田健一郎は週3.5従事により按分割合70% (=3.5日/5日) ██████は週4従事により按分割合80% (=4日/6日)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	過去に資金分配団体として採択された体制を強化。前回の反省を活かし外部のPOは設置せずに、団体内のPOで本事業を丁寧に実施する。 事業推進事務の適正配分、役割分担を見直す等、更に運営の適正化を行う。 顧問弁護士及びコンプライアンス委員会を設置してガバナンスコンプライアンスの強化に努めている。						145/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし						

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/12/01 ~ 2028/03/31	
資金分配団体	事業名	市町村の『災害中間支援組織』育成事業～市町村での災害支援に資するマルチセクター・フェーズフリー化のためのネットワークづくり～	
	団体名	公益財団法人佐賀未来創造基金	

	助成金
事業費	94,104,755
実行団体への助成	80,000,000
管理的経費	14,104,755
プログラムオフィサー関連経費	26,625,660
評価関連経費	8,687,000
資金分配団体用	4,687,000
実行団体用	4,000,000
合計	129,417,415

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	1,502,150	34,200,820	34,200,820	24,200,965	94,104,755
実行団体への助成		30,000,000	30,000,000	20,000,000	80,000,000
－					
管理的経費	1,502,150	4,200,820	4,200,820	4,200,965	14,104,755

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,632,800	7,997,620	7,997,620	7,997,620	26,625,660
プログラム・オフィサー人件費等	1,649,600	4,948,800	4,948,800	4,948,800	16,496,000
その他経費	983,200	3,048,820	3,048,820	3,048,820	10,129,660

3. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	2,779,000	2,634,000	3,274,000	8,687,000
資金分配団体用	0	1,379,000	1,434,000	1,874,000	4,687,000
実行団体用		1,400,000	1,200,000	1,400,000	4,000,000

4. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	4,134,950	44,977,440	44,832,440	35,472,585	129,417,415

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	3,530,000	96.4%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		公益財団法人佐賀未来創造基金	
郵便番号		840-0813	
都道府県		佐賀県	
市区町村		佐賀市	
番地等		唐人二丁目5番25号	
電話番号		0952-26-2228	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://saga-mirai.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/mirai.design.saga	
設立年月日		2013/04/01	
法人格取得年月日		2013/11/05	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤマダケンイチロウ
	氏名	山田健一郎
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	17
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	7
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	0
団体会員	
団体正会員〔団体数〕	
団体その他会員〔団体数〕	
個人会員・ボランティア数	0
個人会員	
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	
個人正会員〔人〕	
個人その他会員〔人〕	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	公益財団法人日本非営利組織評価センター/グッドガバナンス認証/2020年度

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数〔件〕	67
申請前年度の助成総額〔円〕	33,317,600
助成した事業の実績内容	佐賀災害基金助成（佐賀県域の被災地支援活動・能登半島地震の支援活動）、e-さが基金助成（環境）、GOgoさがスポ基金助成（スポーツ振興）、入学応援給付金助成、伝統工芸助成、未来人材奨学金助成、事業指定寄付による助成 ※詳細は申請書類「令和5年度事業報告書_佐賀未来創造基金」に記載

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
----------------------	----

助成を受けた事業の実績内容	日本財団「子ども第三の居場所」事業 2021年度：佐賀県における「子ども第三の居場所」コミュニティモデルの開設と運営支援（1年目） 2022年度：佐賀県における「子ども第三の居場所」コミュニティモデルの運営支援（2年目） 2023年度：佐賀県における「子ども第三の居場所」コミュニティモデル3拠点の運営支援（最終年度） 2023年度：佐賀県における「子ども第三の居場所」コミュニティモデル1拠点の運営支援（3年目） 2024年度：佐賀県佐賀市における「子ども第三の居場所」コミュニティモデルの運営支援（最終年度）
----------------------	--

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のうえ番号1より入力してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は Fで入力してください。

必 任

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考	
1	OK	ヤマダ ケイジロウ	山田 健一郎						公益財団法人 佐賀未来創造基金	理事長				
2	OK	イワカ ケイジ	岩永 清邦							公益財団法人 佐賀未来創造基金	副理事長			
3	OK	ヨシム コウタロウ	吉村 興太郎							公益財団法人 佐賀未来創造基金	専務理事			
4	OK	コガ ナオシ	古賀 直							公益財団法人 佐賀未来創造基金	理事			
5	OK	フルカワ クミコ	古川 久美子							公益財団法人 佐賀未来創造基金	理事			
6	OK	ナカシマ ケイタカ	中島 清孝							公益財団法人 佐賀未来創造基金	理事			
7	OK	タムラ サチコ	田村 幸子							公益財団法人 佐賀未来創造基金	理事			
8	OK	トクナガ ヨウコ	徳永 洋子							公益財団法人 佐賀未来創造基金	理事			
9	OK	アカシ ヒサト	赤司 久人							公益財団法人 佐賀未来創造基金	監事			
10	OK	タムラ コウジ	田村 浩司							公益財団法人 佐賀未来創造基金	監事			
11	OK	イサ アツシ	伊佐 淳							公益財団法人 佐賀未来創造基金	評議員			
12	OK	イズミ マリエ	泉 万里江							公益財団法人 佐賀未来創造基金	評議員			
13	OK	イモト ヒロキ	井本 浩之							公益財団法人 佐賀未来創造基金	評議員			
14	OK	クボ ヤマ ヨシアキ	久保山 義明							公益財団法人 佐賀未来創造基金	評議員			
15	OK	ノグチ ジュンコ	野口 淳子							公益財団法人 佐賀未来創造基金	評議員			
16	OK	ミヤザエ ナオキ	宮副 直紀							公益財団法人 佐賀未来創造基金	評議員			
17	OK	ヨシハラ トシキ	吉原 俊樹							公益財団法人 佐賀未来創造基金	評議員			

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所です。記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	市町域の『災害中間支援組織』育成事業 ～市町域での災害支援に資するマルチセクター・フェーズフリー化のためのネットワークづくり～
団体名:	公益財団法人佐賀未来創造基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出とした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第20条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第21条1項	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第21条2項	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第22条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第25条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第25条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第25条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第30条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第30条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第41条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第42条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第40条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第42条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第40条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第45条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第47条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第45条	
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3,4,5,6条,別表	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款、監事監査規程	第3、4、5条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	第35条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条、第6条	

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第14条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第12条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反管理規程	第2条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第2条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第3条、第4条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条、第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条、第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条、第7条、第8条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第3条、第4条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	情報公開規程別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第21条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第22条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第16条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第42条

公益財団法人佐賀未来創造基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、公益財団法人佐賀未来創造基金と称し、英文では、Saga Future Design Foundation と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更し、又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）の支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業
- (2) CSO、企業等及び社会的弱者に対する助成、顕彰、報奨、融資、債務保証及びその他必要な資源を提供する事業
- (3) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のために、地域の動産、不動産などの資源の活用及び運用に関する相談、コンサルティング事業
- (4) CSO、企業等の組織基盤強化のための人材及び組織の育成事業
- (5) CSO、企業等、社会的弱者及び資源提供者に対する相談、コンサルティング事業
- (6) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する普及啓発及びセミナー事業
- (7) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する調査研究及び情報発信事業
- (8) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための県内外の各関係支援機関との連絡調整及びネットワーク構築並びにこのネットワークを活用したコレクティブインパクト事業
- (9) CSO、企業等及び社会的弱者の支援に関する受託事業及び補助事業

(10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に規定する事業は、佐賀県内において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の抛出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人のために抛出する。

(財産の種別等)

第6条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号以下「認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）に使用するものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産について当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し、又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 当法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第9条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、

第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条（平成十九年内閣府令第六十八号）の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前項第4号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

第12条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を受けなければならない。

2 当法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を受けなければならない。

（会計原則等）

第13条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 当法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

（定数）

第14条 当法人に、評議員6人以上15人以内を置く。

（選任及び解任）

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他次に掲げる特殊の関係がある者（以下「特殊の関係がある者」という。）の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

ア 当該理事又は評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 当該理事若しくは評議員の使用人又は使用人以外の者で当該理事若しくは評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者と、事実婚以外の者で評議員から受ける金銭等により生計を維持している者

ウ ア又はイに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

エ 当該理事、評議員又はアからウまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第15号に規定する役員（（ア）において「会社役員」という。）又は使用人である者

（ア） 当該理事又は評議員が会社役員となっている他の法人

（イ） 当該理事、評議員若しくはアからウまでに掲げる者又はこれらの者と同法第2条第10号に規定する法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他次に掲げるこれに準ずる相互に密接な関係にある者（以下「相互に密接な関係にある者」という。）である評議員の合計数が評議員現在数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

イ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア） 国の機関

（イ） 地方公共団体

（ウ） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

（エ） 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

（オ） 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立

行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員に、この法人の監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれないものであること。

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。

3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより第14条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任

(2) 役員の報酬並びに費用に関する規程

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 定款の変更

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(6) 残余財産の処分

- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項
(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 代表理事は、評議員会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面又は電磁的方法（評議員の承認を得た場合に限る。）により、評議員会の日の5日前までに評議員に対し通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から互選により定める。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分及び除外の承認
- (5) その他法令で定めた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき

評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第27条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 評議員会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

第6章 役員等

（種類及び定数）

第29条 当法人に、次の役員を置く。

（1）理事 6人以上15人以内

（2）監事 2人以上

2 理事のうち、1人を代表理事とし、3人以内を業務執行理事とする。

（選任等）

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選任された代表理事は、理事長に就任する。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副理事長及び専務理事を選定することができる。ただし、副理事長は2人以内、専務理事は1人とする。

5 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

7 この法人の監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係があるものを含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人を兼ねること

ができない。また監事が複数の場合は、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、当法人の業務を分担執行する。

3 副理事長は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務（当法人を代表して行うものを除く。）を代行する。

4 専務理事は、代表理事及び副理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

5 代表理事、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任により退任したことにより第29条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(顧問)

第36条 当法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第38条 当法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、外部役員等（一般法人法第115条第1項に規定する「外部役員等」をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会等

(設置)

第39条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第38条の責任の免除及び責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、代表理事が招集するものとする。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発し

なければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、代表理事とする。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がある提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第31条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載し、又は記録しなければならない。

(運営委員会)

第48条 当法人は、当法人が行う事業についての助言や、運営への協力を得るために運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会は、代表理事が推薦し、理事会が認めた運営委員並びに代表理事及び専務理事で構成する。
- 3 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 当法人の事業についての助言や運営への協力について意見交換を行う。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 4 運営委員会の委員は、理事会において選任し、及び解任する。
- 5 運営委員は、無報酬とする。
- 6 運営委員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条（目的）及び第4条（事業）並びに第15条（評議員の選任及び解任）についても適用する。

(合併等)

第50条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって、他の一般財団法人又は一般社団法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第51条 当法人は、当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 当法人が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第54条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(設置)

第56条 当法人の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は代表理事が理事会の承認を得て任免し、それ以外の職員は代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により定める。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

第57条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める入会及び退会に関する規程によるものとする。

第12章 補 則

(株式等に係る議決権)

第58条 当法人が株式又は出資を保有する場合において、当該株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を要する。

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第60条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法及び認定法等の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。ただし、第6条第4項、第11条第3項及び第52条の規定は、認定法第4条に規定する公益認定を受けた日から施行する。

2 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時評議員 伊佐 淳、泉 万里江、井本 浩之、江口 寧子
織田 良範、久保山 義明、檀 哲雄、野口 淳子
原田 紀代、古川 孝和、宮副 直記、宮地 大治
吉原 俊樹

設立時理事 有岡 大介、岩永 清邦、大石 秀一、北村 鐵夫
古賀 直、中島 清孝、西岡 聖師、古川 久美子
松田 義太、山田 健一郎、横尾 隆登、吉村 興太郎

設立時監事 赤司 久人、田村 浩司

3 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 山田 健一郎

4 当法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立者 川副 知子

住 所

設立者 大野 博之

住 所

設立者 吉村 興太郎

住 所

5 当法人の最初の事業年度は、第9条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 当法人の設立初年度の事業計画、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

以上、一般財団法人佐賀未来創造基金を設立するため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成25年3月28日

設立者 川副 知子

設立者 大野 博之

設立者 吉村 興太郎

(設立時拠出財産目録)

設立者	拠出財産
川副 知子	1, 3 5 0, 0 0 0 円
大野 博之	3 0 0, 0 0 0 円
吉村 興太郎	1, 3 5 0, 0 0 0 円

附 則

- 1 変更後の定款は、平成 2 6 年 3 月 1 0 日から施行する。
- 1 変更後の定款は、平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日から施行する。
- 1 変更後の定款は、平成 3 0 年 6 月 2 0 日から施行する。
- 1 変更後の定款は、令和 2 年 3 月 1 6 日から施行する。

この定款は公益財団法人佐賀未来創造基金の現行定款に相違ないことを証する。

令和 2 年 3 月 2 3 日

公益財団法人佐賀未来創造基金
理事長 山田 健一郎

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀未来創造基金(以下「当財団」という。)の倫理規程の理念に則り、当財団に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当財団の役員及び職員(以下「役職員」という。)は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組 織)

第3条 当財団のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事(以下、「担当理事」という。)
- (2) コンプライアンス委員会(以下、「委員会」という。)
- (3) コンプライアンス統括部門長(以下、「部門長」という。)

(コンプライアンス担当理事)

第4条 担当理事は、専務理事とする。担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

2 担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、統括部門長を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 担当理事の役割及び権限は以下の通りとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(委員会)

第5条 委員会は、担当理事を委員長とし、統括部門長及び複数の外部有識者として構成する。

2 委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分再発防止策の公表
- (6) 担当理事が指示した事項

(委員会の開催)

第6条 委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年1回開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

(コンプライアンス統括部門)

第7条 当財団の事務局長をコンプライアンス統括部門長とする。

- 2 部門長は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス部門長は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項を担当理事及び委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告、連絡及び相談ルート)

第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は速やかに部門長に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 部門長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれのある事象を知ったときは、直ちにその旨を担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
- 3 役職員は、緊急事態等の事由により、部門長を経由することができないときは、第1項にかかわらず、担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員のコンプライアンス教育)

第9条 当財団は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員は当財団の倫理規定を含むこれらの事項について、定期的な研修を受けるよう努めるものとする。

(懲戒等)

第10条 役職員が第8条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

- 2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員(監事を除く。以下本条において同じ。)の場合は、戒告、減給、出勤停止、降職・降格又は解任とし、職員の場合は、就業規則に従い処分を決定する。
- 3 前項の懲戒処分は、理事会の決議を受けて代表理事がこれを行う。ただし、この決議には当該処分の対象になっている役員は加わることが出来ないものとする。代表理事が当該処分の対象になっている場合は、副理事長が行うものとする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

この規程は、令和元年6月1日から実施する。

この規程は、令和4年4月1日から実施する。

情報公開規程

第1条 (目的)

この規程は、公益財団法人佐賀未来創造基金(以下、「当法人」という。)が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

第2条 (法人の責務)

この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第3条 (利用者の責務)

別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧または謄写(以下「閲覧等」という。)をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

第4条 (情報公開の方法)

当法人は、法令の規定に基づき情報の公開を行うほか、この規程及び個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置きまたはインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

第5条 (公告)

当法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第11条第2項の方法によるものとする。

第6条 (公表)

当法人は、法令の規定に従い理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準について公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表については、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法によるものとする。

第7条 (書類の備え置き等)

当法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 当法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

第8条 (閲覧等の場所及び日時)

前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧場所は、事務局長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、当法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、当法人は正当な理由があるときは、閲覧などの日時を指定することができる。

第9条 (閲覧等に関する事務)

第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記入し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の申請については、請求した者から実費を徴収する。

第10条 (インターネットによる情報公開)

当法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

第11条 (その他)

この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第12条 (管理)

当法人の情報公開に関する事務の所管部署は事務局とする。

第13条 (内部通報制度に関する教育)

当法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度を含む内部通報制度に関する研修を定期的に行い、職員はかかる研修を積極的に受講するものとする。

第14条 (改廃)

この規程の改廃は理事会の議決による。

附 則

本規程は、令和元年6月1日より実施する。

本規程は、令和3年3月13日より実施する。

以上

別 表

備置期間	文書の種類
永久	定款、規程等に関する文書
	評議員会議事録、理事会議事録、専門家会議議事録
10年	計算書類等(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録
	事業報告書、監査報告書、付属明細書等)
	会計帳簿
5年	理事及び監事並びに評議員の名簿
	理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類
	役員並びに評議員の報酬等並びに費用に関する規程並びに運営組織及び事業活動の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
	各種委員会に関する文書
	事業計画書、収支予算書
	資金調達、設備投資の見込書

文書管理規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人佐賀未来創造基金（以下、「当法人」という。）における文書の取扱いについて定め、事務を効率的に処理することを目的とする。

第2条（定 義）

この規程において、法人文書とは、官報、白書、新聞、書籍その他不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、当法人の役員、評議員又は職員が業務上取扱う文書、図面又は電磁的記録（電子方式、電磁方式、その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む）であつて、当法人が保有しているものをいう。

第3条（事務処理の原則）

当法人の事務は、軽微なものを除き、文書により処理するものとする。

- 2 前項の規程に基づき文書によらないことができる場合を除き、文書によらない事務を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容の文書を作成及び保管し、事後に支障を来さないようにしなければならない。

第4条（取扱いの原則）

当法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、取扱に係る当法人文書を常に整理し、その所在を明らかにしておかねばならない。

第5条（総括文書管理者）

当法人に総括文書管理者1名を置く。

- 2 総括文書管理者は、事務局長とする。
- 3 総括文書管理者は、当法人文書の管理に関する事務の総括を行う。

第6条（文書管理担当者）

当法人の事務局に文書管理担当者を置く。

- 2 文書管理担当者は、事務局長が任免する。
- 3 文書管理担当者は、当法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

第7条（決済手続き）

文書の起案は、事務局規程に定める各部において行うものとする。

- 2 前項の規程により起案した文書(以下「起案文書」という。)は、理事の職務権限規程別表の区分に応じ、これに定める決裁権者の決済を受けるものとする。
- 3 起案文書は、「伺書」の様式(別紙様式1)を用いて決済手続きを執るものとする。
- 4 前項に定めるところにより事務局長以上の者の決済を経た起案文書については、事務局において作成する「伺書台帳」(別紙様式2)に編綴して保管する。伺書台帳には、編綴に係る起案文書のタイトル、担当部署、申請月日を記載する。

第8条（受信文書）

当法人が受信した文書(以下「受信文書」という。ただし、関連事案が軽微なものは除く)は、文書管理担当者において受け付けるものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

- 2 文書管理担当者は、受信文書に受付印を押印する。ただし、公文書の原本等、押印することが適当でないものについては、適宜、受付印を押印した書類を添付する方法により対処する。
- 3 前項の規程により受付印を押印した受信文書については、年度ごとに一連番号を付して文書受信簿(別紙様式3)に登録する。
- 4 受信文書の番号は、毎年4月に起き、翌年3月31日に止める。

第9条（外部発信文書）

当法人が外部に発信する文書(以下「発信文書」という。ただし、関連事案が軽微なものは除く。)は、理事の職務権限規程により、これに定める決裁権者の決済を受けて発信する。

- 2 発信文書については、原則として文書発信番号及び日付を記載し文書発信簿(別紙様式4)に登録する。
- 3 前項の規程により発信文書に記載する文書発信番号は、年度ごとの一連番号とする。

第10条（整理及び保管）

当法人文書の整理及び保管は、この規程に別途定める場合を除き、原則として当該法人文書に係る業務を行う部署において行う。

第11条（保存期間）

当法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規に

より保存期間が定められているものは、当該法規の規程に従う。

- 2 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

第12条（廃 棄）

保存期間を経過した当法人文書は廃棄する。ただし、代表理事または事務局長が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

第13条（改 廃）

この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

この規程は、令和元年6月1日より実施する。

この規程は、令和3年3月13日より実施する。

別 表

保存期間	文書の種類
永久	定款、規程等に関する文書
	理事会、評議員会、専門委員会等の議事録
10年	計算書類等（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録
	事業報告書、監査報告書、付属明細書等）
	会計帳簿
5年	理事及監事並びに評議員の名簿
	理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類
	役員及び評議員の報酬等並びに表に関する規程並びに運営組織
	及び事業活動の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なも
	のを記した書類
	各種委員会に関する文書
	事業計画書、収支予算書
	資金調達、設備投資の見込書
	財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準

「伺書」の様式（別紙様式1）

起案番号

起 案 書

決 済：

理事長	専務理事	事務局長	起案者

起 案：

件 名：

内 容： 件名につき、下記の通りとすること

記

「伺書台帳」(別紙様式 2)

起案日	決済日	件名	担当部署

文書受信簿 (別紙様式 3)

受信日	発信者名	文書名	宛先	受信者

文書発信簿 (別紙様式 4)

発信日	送り先名	文書名	発信者	方法

利益相反管理規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人佐賀未来創造基金(以下、「当財団」という。)の倫理規定に基づき、当財団の理事の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この規程における「利益相反」とは、当財団の理事が次の各号に掲げる取引(以下、「利益相反取引」という。)を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当財団との取引
- (3) 自己が役員を務める企業、団体等（以下、「兼業先」という。）から一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引
- (4) 当財団がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当財団とその理事との利益が相反する取引

第3条（自己申告）

理事は、当財団の理事就任時に自己の兼業先の法人名および役職名について、事務局長に書面で申告するものとする。

- 2 理事は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当財団以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

- 3 削除

- 4 削除

第4条（申告後の対応）

前条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上で、申告を行ったものが理事である場合には専務理事(但し、申告を行った者が専務理事である場合はそれ以外の理事)と、監事である場合は他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当財団との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置(以下、「適正化措置」という。)を求めるものとする。

- 2 削除

第5条 欠落

第6条（申告内容及び申告書面の管理）

第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面（以下、「申告書等」という。）は、事務局にて管理するものとする。

第7条（利益相反取引の承認）

理事が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の開示事実にかかる理事会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする理事は、その決議に加わることができない。

3 削除

第8条（利益相反取引の報告）

削除

第9条（理事会の責任）

理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、利益相反管理態勢を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関すること
- (2) 利益相反管理体制の整備に関すること

第10条（代表理事の責任）

代表理事は、当財団の利益相反管理態勢の統括責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法に関すること
- (2) 利益相反の状況があった場合の是正措置に関する事
- (3) 利益相反管理に関する役職員の教育および啓発態勢の整備に関すること
- (4) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

第11条（事務局長の役割と責任）

事務局長は、当財団の利益相反管理態勢全般にかかる統括担当者として、利益相反に関する申告を受け、文書を管理し、代表理事、担当理事又は監事へ適宜報告する役割と責任を有する。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除

(4) 削除

(5) 削除

(6) 削除

第12条（監事による内部監査）

監事は、利益相反管理にかかる人的構成および業務運営体制について、検証を行うものとする。

- 2 監事は前項の検証の結果について、必要に応じて理事会または評議員会に報告するものとする。

第13条（規程の改廃）

この規定の改廃は理事会の議決による。

附則

本規定は、令和元年6月1日から実施する。

本規定は、令和元年9月21日から実施する。

本規定は、令和3年6月21日から実施する。

本規定は、令和4年4月1日から実施する。

倫理規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀未来創造基金（以下「当財団」という。）の行動基準を定める。

(目的)

第2条 この規程は、当財団の倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。

(基本的人権の尊重)

第3条 当財団は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、当財団と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとし、当財団に所属するすべての理事、監事、及び正職員、契約社員、パートタイム職員、ボランティアスタッフを含むすべての職員（以下、「役職員」という。）は、以下のことに留意して行動しなければならない。

- (ア) 国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、性的指向、性同一性、障がいの有無等を理由とする、一切の差別やハラスメント（いやがらせ）を行わないものとする。
- (イ) 当財団は、平等な雇用機会を提供するとともに、役職員に対し最大限の能力を発揮できる職場環境、並びに個々の状況に即した働きやすい環境を構築するものとする。

(組織の使命及び社会的責任)

第4条 当財団はその設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき責務を負っていることを認識し、地域社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。そのため当財団に所属するすべての役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

- (ア) 当財団としての事業活動が広く公益に資するものか、また地域に貢献する事業となっているかを常に考慮する。
- (イ) 経費の適切な使用、並びに業務効率を高め、経費の節約をし、効果的な使用に努める。

(社会的信用の維持)

第5条 当財団の役職員は、以下のことに留意して常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めねばならない。

- (ア) 業務の遂行にあたっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い

価値を創造することに努める。

- (イ) 当財団のインターネット上のアカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントを含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他当団体の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

(法令等の遵守)

第6条 当財団の役職員は、以下のことに留意して関連法令及び当財団の定款、倫理規定その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

- (ア) 業務時間内はもとより業務時間外においても、公益の増進を図る財団の役職員であることを自覚し、社会的規範や各種法令の遵守、並びに各種事故防止に努める。
- (イ) 法令違反、倫理規程違反、その他社会的規範に悖る行為を発見した場合は、遅滞なく上司、或いは事務局長に報告する。

(私的利用の禁止)

第7条 当財団の役職員は、以下のことに留意して公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

- (ア) 支援候補組織、並びに支援先組織からの、私的な利益供与を禁ずると共に、誤解の生じるような行為を避ける。
- (イ) 職務や地位を利用して特定の支援候補組織、並びに支援先組織に有利な取り扱いをするような行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(兼職先組織への利益の禁止)

第8条 当財団の理事は、以下のことに留意して公益活動に従事していることを十分に自覚し、当財団の理事会の承諾なしに、当財団以外に役員を務める組織への当財団からの利益の追求があってはならない。

- (ア) 削除
- (イ) 理事が役員を務める組織（非営利、一般事業者の区分を問わず）への資金供与、並びにその他特定の便益の供与に際しては、公正、公平の立場で行動し、その組織に対して特別の便宜を図る行為、またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 当財団の理事は、以下のことに留意して職務の執行に際し、この財団との利益

相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他当財団が定める所定の手続きに従わなければならない。

(ア) 支援先の選定にあたっては、公正、公平を旨とし、自ら関与している組織の調査・選考には加わらない。

(イ) 理事と監事、または理事同士が談合して、当財団の運営を私的に利用する行為またはそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第10条 当財団は、当財団の評議員、役職員その他の政令で定める関係者及び株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第11条 当財団の役職員は、以下のことに留意してその事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(ア) 各事業の実施計画を策定する際には、資金拠出者への報告はもとより、ニュースレター、ウェブ等を通じて、適時必要な情報を発信する。

(イ) 関連法規に則り、事業計画書、事業報告書を適時に公開する。

(情報の保護・管理)

第12条 当財団の役職員は、以下のことに留意して業務上知り得た組織運営上の各種情報、並びに個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(ア) 業務上知り得た情報の一切について、書類の管理、電子情報の管理(貸与しているパソコン等の管理を含む)、その他すべての情報管理に留意し、電子機器の盗難や紛失、並びに他者・他組織へのデータの送信、外部への供与、情報の漏えいを行わない。

(イ) 職務上知り得た個人情報については、その利用目的のみに使用し、当事者の同意なしに第三者への情報提供は行わない。

(研 鑽)

第13条 当財団の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努め、以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 公益事業を実施しているという社会的使命の他、寄付金等の資金によって運営されていることを旨として、新聞やニュース、書籍等の一般的な情報源からの情

報収集の他、講演会等のイベントや、研修への参加等を通じて、自己研鑽に努める。

(イ) 社会人としての基本的なマナーや道德観を身につけ、他者の価値観を受け入れ、尊重し、常に自らの人格を磨く努力をする。

(反社会的勢力・団体との断絶)

第14条 当財団は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わないとし、当財団の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 反社会的勢力・団体とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力・団体による不当要求は明確に拒絶する。また、反社会的勢力・団体による不当要求が、事業活動上の不祥事や職員の不祥事を理由にする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

(イ) 助成事業の申請者に対しては、反社会的勢力・団体との関係がないことを申請時に文書で確認する。当財団への資金拠出者に対しては、反社会的勢力・団体からの資金が流入していないことを確認した上で、資金の提供を受ける。

(規程遵守の確保)

第15条 当財団は、必要あるときには、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は理事会の議決による。

付 則

本規程は、令和元年6月1日から実施する。

本規程は、令和元年9月21日から実施する。

本規程は、令和4年4月1日から実施する。

履歴事項全部証明書

佐賀市唐人二丁目5番25号
公益財団法人佐賀未来創造基金

会社法人等番号	3000-05-006123	
名 称	<u>一般財団法人佐賀未来創造基金</u>	
	公益財団法人佐賀未来創造基金	平成25年11月 1日変更 ----- 平成25年11月 5日登記
主たる事務所	<u>佐賀市白山二丁目1番12号佐賀商工ビル7階</u> <u>佐賀市市民活動プラザNo. 171</u>	平成26年 4月 1日移転 ----- 平成26年 4月10日登記
	佐賀市唐人二丁目5番25号	令和 3年 3月13日移転 ----- 令和 3年 3月30日登記
法人の公告方法	電子公告により行う。 https://saga-mirai.jp/ やむを得ない事由によって上記の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	令和 2年 2月 1日変更 ----- 令和 2年 2月20日登記
法人成立の年月日	平成25年4月1日	
目的等	目的及び事業 当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会の実現に寄与することを目的とする。 当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）の支援に必要な資金等の資源を募り、確保する事業 (2) CSO、企業等及び社会的弱者に対する助成、顕彰、報奨、融資、債務保証及びその他必要な資源を提供する事業 (3) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のために、地域の動産、不動産などの資源の利活用及び運用に関する相談、コンサルティング事業 (4) CSO、企業等の組織基盤強化のための人材及び組織の育成事業 (5) CSO、企業等、社会的弱者及び資源提供者に対する相談、コンサルティング事業 (6) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する普及啓発及びセミナー事業 (7) 社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する調査研究及び情報発信事業	

	(8) 社会的課題解決及び新しい価値の創造のための県内外の各関係支援機関との連絡調整及びネットワーク構築並びにこのネットワークを活用したコレクティブインパクト事業 (9) CSO、企業等及び社会的弱者の支援に関する受託事業及び補助事業 (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業 令和 2年 3月16日変更 令和 2年 3月25日登記	
役員に関する事項	<u>評議員</u> <u>伊 佐 淳</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>泉 万 里 江</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>井 本 浩 之</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>江 口 寧 子</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>久 保 山 義 明</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記

	<u>評議員</u> <u>野 口 淳 子</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>古 川 孝 和</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>宮 副 直 記</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>宮 地 大 治</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>吉 原 俊 樹</u>	平成29年 6月24日重任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>上 野 景 三</u>	平成29年 6月24日就任
		平成29年10月17日登記
		令和 3年 7月14日退任
		令和 3年12月24日登記
	<u>評議員</u> <u>伊 佐 淳</u>	令和 3年 7月19日就任
		令和 3年12月24日登記

	評議員 泉 万 里 江	令和 3 年 8 月 2 8 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	評議員 井 本 浩 之	令和 3 年 7 月 2 0 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	評議員 久 保 山 義 明	令和 3 年 7 月 2 2 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	評議員 野 口 淳 子	令和 3 年 7 月 2 1 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	評議員 古 川 孝 和	令和 3 年 7 月 2 6 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 3 月 2 8 日辞任
		令和 5 年 5 月 2 3 日登記
	評議員 宮 副 直 記	令和 3 年 7 月 2 4 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	評議員 吉 原 俊 樹	令和 3 年 7 月 2 2 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	代表理事 山 田 健 一 郎	令和 1 年 7 月 6 日就任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	代表理事 山 田 健 一 郎	令和 3 年 9 月 1 0 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	代表理事 山 田 健 一 郎	令和 5 年 1 0 月 7 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記

佐賀市唐人二丁目5番25号
公益財団法人佐賀未来創造基金

	<u>理事</u> <u>岩 永 清 邦</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日重任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> <u>古 賀 直</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日重任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> <u>中 島 清 孝</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日重任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> <u>古 川 久 美 子</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日重任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> <u>山 田 健 一 郎</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日重任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> <u>吉 村 興 太 郎</u> <u>理事</u> <u>吉 村 興 太 郎</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日重任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日重任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記

	<u>理事</u> <u>徳 永 洋 子</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日重任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> <u>田 村 幸 子</u>	令和 1 年 6 月 2 2 日就任
		令和 1 年 7 月 1 1 日登記
		令和 3 年 7 月 1 4 日退任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
	<u>理事</u> <u>岩 永 清 邦</u>	令和 3 年 7 月 2 0 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> <u>古 賀 直</u>	令和 3 年 7 月 2 6 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> <u>中 島 清 孝</u>	令和 3 年 7 月 2 1 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> <u>古 川 久 美 子</u>	令和 3 年 7 月 2 7 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記

	<u>理事</u> <u>山 田 健 一 郎</u>	令和 3 年 7 月 1 9 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> <u>徳 永 洋 子</u>	令和 3 年 7 月 2 1 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> <u>田 村 幸 子</u>	令和 3 年 7 月 2 6 日就任
		令和 3 年 1 2 月 2 4 日登記
		令和 5 年 7 月 1 0 日退任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> 山 田 健 一 郎	令和 5 年 7 月 2 1 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> 岩 永 清 邦	令和 5 年 7 月 2 7 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> 古 賀 直	令和 5 年 7 月 1 8 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> 古 川 久 美 子	令和 5 年 7 月 1 8 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> 中 島 清 孝	令和 5 年 8 月 2 9 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> 田 村 幸 子	令和 5 年 7 月 2 5 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記
	<u>理事</u> 徳 永 洋 子	令和 5 年 7 月 2 0 日就任
		令和 5 年 1 0 月 2 5 日登記

	理事	吉村興太郎	令和5年7月18日就任
			令和5年10月25日登記
	監事	赤司久人	平成29年6月24日重任
			平成29年10月17日登記
			令和3年7月14日退任
			令和3年12月24日登記
	監事	田村浩司	平成29年6月24日重任
			平成29年10月17日登記
			令和3年7月14日退任
			令和3年12月24日登記
	監事	赤司久人	令和3年7月19日就任
			令和3年12月24日登記
	監事	田村浩司	令和3年7月20日就任
			令和3年12月24日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第198条で準用する一般法人法第114条第1項に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償の責任を負う額から一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。		
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、外部役員等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に規定する「外部役員等」をいう。）との間で、一般法人法第198条で準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、一般法人法第113条第1項に定める最低責任限度額とする。		
登記記録に関する事項	設立	平成25年4月1日登記	



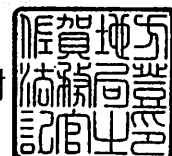
佐賀市唐人二丁目5番25号
公益財団法人佐賀未来創造基金

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 6年 7月 2日

佐賀地方法務局
登記官

草 野 秀 樹



公益財団法人佐賀未来創造基金 令和3年度事業報告書

令和3年4月1日～令和4年3月31日

【事業の趣旨】

当法人は、個人や企業の皆様から寄付を集め、社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）に資金及びその他必要な資源を助成することで、地域における社会的課題解決及び新しい価値の創造に係る事業に取り組む市民立の財団法人である。

人口減少や高齢化、非正規雇用の増大、新型コロナウイルス感染症の拡大等、切実な社会的課題・行政課題が顕在化する中、これらの課題に全て行政だけでは対応することが困難な状況である。このような状況において、地域や社会の課題解決や活性化及び新しい価値の創造に取り組む主体としてCSOに対する期待は大きい。しかし、一方で多くのCSOは財政的基盤の脆弱さという課題を抱えており、CSOの活動を地域社会で支える仕組みの整備や、県民主体での公益活動の強化が必要となっている。また、貧困や災害、新型コロナウイルス感染症の拡大等の様々な事情により、社会的弱者が行政やCSO等の支援から漏れてしまい、社会から孤立化してしまうことも少なくない。

このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、資金その他必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者の支援、並びにそれらを支援する関係支援組織とネットワークを作り、このネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行うことを目的として設立された。当法人ではこの目的のもと以下の事業を実施した。

※コレクティブインパクト事業とは

複雑化した社会的課題に対し、単一の団体のみでは解決することが難しい課題も多く、CSOセクターでは様々なコラボレーションを通じて諸課題の解決に取り組んでいる。さらに、単なるコラボレーションに留まらず、CSOや企業、行政等組織の枠を超えて、お互いの強みを出し合い、社会的課題の解決を目指す仕組みを指す。

【事業の構成】

- (ア) CSO、企業等への支援事業
- (イ) 地域の社会的課題を解決する事業

【事業の内容】

- (ア) CSO、企業等への支援事業
(趣旨)

CSOは財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なまま終わってしまうことも少な

くない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源、情報及び人材獲得のきっかけを提供するとともに、当法人が県内 CSO 及び企業等の寄付や人材等の受け皿として機能することにより、寄付文化及びボランティア活動の拡大を目指し、社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する活動のための資金その他必要な資源、情報及び人材確保のための事業や地域から取り残された社会的弱者を支援する事業を実施する。

(1) 伴走支援事業

(趣旨)

CSO 等は組織基盤や財政基盤が脆弱なうえ、課題解決のための事業遂行力も不十分である場合が多い。そのため当法人は中間支援組織として、CSO 等からの相談を受け寄り添った伴走支援を行う。

(内容)

行政及び企業と協働して地域における社会的課題を調査研究し、その解決及び新しい価値の創造のため CSO 等に対する次に掲げる各種支援事業を実施する。具体的には、行政ならびに企業と協働して対象となる CSO 等からの相談を受け、社会的課題解決及び新しい価値の創造のための支援についての相談対応や人材育成及び組織基盤強化のための研修事業、寄付プログラム開発等の伴走支援を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(募集方法)

チラシによる広報、ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等での情報拡散、県内 CSO へのダイレクトメールの送付、県庁、佐賀市の記者クラブへのニュースリリース等の方法により募集する。

(財源)

佐賀県委託事業及び法人財源

(当年度実施事業)

・ CSO 未来への一歩事業：

佐賀県の「CSO 未来への一歩事業」の補助を受けた CSO(5 団体)に対し、研修や助言など継続したサポートを行った。

・ 随時 CSO 等からの相談に応じ、必要に応じ調査研究やコンサルティング等を行った。

(2) 普及啓発事業

(趣旨)

東日本大震災や北部九州豪雨をはじめ、近年頻発する巨大地震や豪雨災害といった大災害を経験したことにより、多くの方が義援金を拠出したり、ボランティア活動に参加したりする機会が大幅に増えてきたと言われているが、県内 CSO における財政及び組織基盤は十分と言える状況になっておらず、多くの県民や CSO 担当者に寄付文化及びボランティア活動の普及啓発を目指すための事業を実施した。

(内容)

WEB, SNS 等を活用し、寄付文化の普及啓発活動及び勉強会及び交流会の開催やボランティア活動に関する普及啓発及びボランティアを求める CSO とボランティア活動に関心のある人とのマッチング事業を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(財源)

法人財源

(令和 3 年度実施)

・ さがつく AWARD2021 :

令和 4 年 3 月 14 日に「さがつく AWARD2021」を ON LINE で開催。(参加者 61 名)

1. 基調講演 日本ファンドレイジング協会 代表理事 鵜尾雅隆氏
2. 寄付者(31 団体)への感謝状贈呈
3. トークセッション テーマ「さかの災害支援 ～これまで、そして今後に向けて～」
(一社)おもやい 代表理事 鈴木隆太氏
災害 NGO 結 代表 前原土武氏
大町町地域おこし協力隊 公門寛稀氏
佐賀県社協 小松美佳氏

(3) 佐賀県遺贈相談活用センター運営事業

(趣旨)

人生の集大成としての寄付である遺贈寄付や資産寄付が、寄付者本人の望む最適な形で実現し、寄付した財産が地域の未来財産となり世代を超えて継承される社会を実現することを目的としている。

(内容)

当法人が加入している「全国レガシーギフト協会」の「いぞう寄付の窓口」として、無料相談窓口を設置。相談者ニーズに応じた専門家や寄付先相談機関、寄付受け入れ先の情報や書籍紹介等の情報提供や相談に対応する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び一般県民

(令和 3 年度実施)

相談件数 : 2 件(土地建物 2 件)

遺贈件数 : 1 件(建物/平屋建 1 棟、現金 300 万円)

(4) 助成事業

(趣旨)

CSO は財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題の解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なまま終わってしまうこと

も少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源等を提供する助成事業を実施する。

①各種寄付による助成

(趣旨)

当法人は本助成事業に応募し、選考の結果採択となった事業に助成を行うことで、地域における様々な社会的課題の解決や、新しい価値の創造を実現することを目的とする。

また、採択団体自らが寄付集めを実施することにより、採択団体の財源確保能力の向上を目指すとともに、寄付金募集の取組みを通じ、社会的課題の認知と理解を高め、事業内容や団体の存在意義を社会に発信して行く。

(内容)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の各寄付に、応募団体(以下、採択団体)が本助成プログラムに応募し、選考の結果、採択となった事業について、当法人と採択団体が、当法人の仕組み(ホームページでの寄付金募集等)を活用し、寄付募集期間に当法人と採択団体が一緒に寄付集めを実施する。寄付募集期間に集まった寄付金より事業運営費を除いた額を当法人より助成する。

※・『事業指定寄付』とは、当法人と参加する CSO が一緒になって寄付を集める「志金」調達プログラムである。当法人は、寄付集めの計画を参加の CSO と共に考え、寄付集めのツールや専用口座などの決済機能を用意する。

・『分野指定寄付』とは、特定の分野(子ども、教育、障がい者、介護、伝統産業、まちづくり、農林水産業、国際協力、途上国支援、働き方、文化・スポーツ・科学、環境、子育て、難病支援、学生支援、ソーシャルビジネス、NPO 支援等)に関する事業を行う団体及び個人を対象とした寄付プログラムである。

・『冠寄付』とは、寄付者の希望を反映した助成プログラムを設計して助成を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(助成団体)

当法人の助成プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、理事長の承認により決定した金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。

(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当財団事務局まであらかじめ連絡すること。)

(選考方法および選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規定する助成団体審査要綱による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

『事業指定寄付』、『分野別指定寄付』、『冠寄付』等の寄付金

(令和3年度実施事業)

・事業指定寄付助成 : 10件 49,140,378円

・分野指定寄付助成 : 8件 22,568,890円

(さがっこ子どもの居場所/430万円、さがっここどもノ/30万円、さがっこ入学奨励金/550万円
佐賀災害支援/550万円、さがっこコロナ対策/95万円、医療にエールを/475万円
コロナ対策基金/40万円、高齢者ニセ電話詐欺対策/87万円)

・冠寄付助成 : 4件 11,285,700円

(荏原環境プラント第4回「e-さが基金」8団体及び直轄事業1事業 739万円)

(佐賀新聞社第2回「Gogo さがスポ基金」2団体、40万円)

(ピースウインズ・ジャパン「佐賀県伝統工芸支援基金」8団体 350万円)

②休眠預金による資金助成

(趣旨)

本助成事業は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会的課題の解決を図り、民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備することを目的とする。この目的を達成することにより、社会的課題の解決のための自立的かつ持続的な仕組みが構築され、採択団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会的課題の解決に向けた取り組みが強化されることが期待できる。

(内容)

本助成事業において指定された特定の分野の活動（子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活または社会生活を営む上で困難を有する者への支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）に関する事業を行うCSO、企業等を対象とし、対象者が本助成事業に応募し、選考の結果採択となったCSO、企業等に対し助成する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等

(助成対象団体)

休眠預金助成事業採択団体(休眠預金実行団体)

(助成金額)

当法人助成選考委員会で決定された金額

(応募方法)

必要書類を揃え電子メールにて申請する。

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人助成選考委員会設置要綱により決定する。

(選考基準)

当法人が規定する助成団体審査要綱による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)との契約限度額

(令和3年度実施事業)

◇ 草の根活動事業支援事業の実施 2,367 万円

～人口減少と社会包摂型コレクティブインパクト事業・人口減少時代における
3分野の地域包摂型コレクティブインパクト～

- ・ NPO 法人空家・空地活用サポート SAGA
- ・ NPO 法人唐津環境防災推進機構 KANNE
- ・ (一社)基山こどもねっと
- ・ (一社)おもやい

◇ 新型コロナウイルス対応緊急支援助成(40億円/1年間)事業の実施 1,462 万円

～新型コロナ禍における地域包摂型社会の構築～

- ・ (一社)九州ケータリング協会
- ・ (公財)佐賀県国際交流協会
- ・ 佐賀県地域共生ステーション連絡会
- ・ (一社)すまいサポートさが
- ・ (一社)ユニバーサル人材開発研究所

◇ 新型コロナウイルス対応緊急支援(随時募集枠)事業の実施 1,900 万円

～コロナ禍での気候変動を起因とする災害対応支援事業～

- ・ 認定 NPO 法人日本レスキュー協会

③日本財団「こども第三の居場所事業」による資金助成：4件 6858 万円

- ・ NPO 法人空家・空地活用サポート SAGA(佐賀市)
- ・ (一社)かがみこどもプラザ(唐津市)
- ・ (一社)キラキラヒカル(唐津市)
- ・ (一社)ここてらす(基山町)

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

(趣旨)

近年、顕在化する地域での社会的課題の解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造に取り組む主体として CSO に対する期待は大きい。しかし、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政や CSO 等の支援から漏れてしまい、社会から孤立化してしまうことも少なくない。

このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合い、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関と連携

したコレクティブインパクト事業を行う。

(1) 他団体への参画及び共同事業の実施

(趣旨)

当法人の目的に沿った県内の団体と共同で活動することで、CSO や企業、行政など枠組みを超えて、それぞれの強み、専門性を活かして活動することを目的とする。

(内容)

当法人の目的に沿った他団体との事業に参画し、必要に応じて事務局業務の一部を担う。具体的には、次に列挙するような事業やそれに類する事業に参画し、地域の CSO や社会的弱者からの相談を受けたり、当法人が実施する伴走支援、寄付募集及び資金その他必要な資源の助成について情報提供を行ったり、各関係団体との連絡調整等の業務を行う。

(対象者)

CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関

(財源)

寄付金

(令和 3 年度実施)

① さが・こども未来応援プロジェクト事業

(趣旨)

こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」を増やし、繋ぎ、連携していくことで、地域での孤立化を防ぎ、子どもの社会的孤立が生まれない地域コミュニティを作っていくことを目的とする。

(内容)

認定 NPO 法人地球市民の会、認定 NPO 法人 NPO スチューデントサポートフェイス、NPO 法人さが市民活動サポートセンター等、当法人にてさが・こども未来応援プロジェクトを組織、さらに佐賀県こども家庭課とも協働して、「こどもの居場所」設立及び運営に関わる相談支援、ネットワークづくり事業、資源循環マッチング事業、行政・企業・CSO 等との連携事業、直接的な生活弱者等の支援事業をおこなう。

(対象者)

こどもの居場所運営者及び設立希望者、社会的孤立の可能性のある子ども及びその家庭
(本年度実施事業)

1) 子どもの居場所づくりや運営に関する事業

- ・こどもの居場所と支援者の「大交流会」を令和 4 年 2 月 11 日に会場とオンラインにて開催した。参加者は会場 17 名、オンライン参加 23 名であった。
- ・こどもの居場所に食材や文具等を届ける「こどもモノ」事業を実施した。

② コミュニティ・エリアマネジメント事業

(趣旨)

地方で増加していく空き家をはじめとした遊休不動産に対して、それをリノベーションするだけではなく、地域コミュニティと連携して価値を再確認することで地域コミュニティの活性化につなげていくこと、また、高齢化してゆく地域で遺贈などの受け皿としての役割も

果たして行くことを目的とする。

(内容)

空き家をはじめとした遊休不動産等の相談対応、勉強会、ネットワークづくり、行政・企業・CSO等との連携、直接的な生活弱者等の支援等

(対象者)

空き家をはじめとした遊休不動産の管理者と地域コミュニティのメンバー等

(当年度実施事業)

- ・令和3年12月12日、NPO法人空家・空地活用サポート SAGA と休眠預金事業で佐賀空き家「地域円卓会議」を共催した。登壇者5名、参加者32名。

③ 佐賀災害支援プラットフォーム事業(災害対応と防災)

(趣旨)

同時多発的に起こる災害に対して県内外のネットワークを作ることで、災害対応をはじめとした緊急・復旧・復興支援から地域づくりまでをワンストップで対応できる仕組みづくりを行うことを目的とする。

(内容)

災害に関わる相談支援、ネットワークづくり、資源循環マッチング、行政・企業・CSO等との連携、直接的な生活弱者等の支援等

(対象者)

災害対応や支援するCSO、企業、個人、災害被害を受けた生活弱者

(当年度実施事業)

県内外の中間支援組織などで作る「佐賀災害支援プラットフォーム(SPF) 60団体」に参加し、8月に発災した「令和3年度佐賀豪雨災害」に際しては「佐賀災害支援プラットフォーム佐賀災害基金」を立上げ募金活動を行ない、「緊急助成佐賀災害基金助成プログラム」と「第3期佐賀災害基金助成プログラム」により、550万円を35団体に助成した。

④ ソーシャルビジネス支援ネットワーク事業

(趣旨)

当法人はじめ、金融機関、専門士業及び県内のCSO、中間支援団体と共同で、非営利組織の法人化や社会的課題解決に貢献する活動の事業化を促進することを目的とする。

(内容)

相談、伴走支援や各種研修、関係機関との連絡調整等

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等

(当年度実施事業)

11月に県内金融機関を対象に「SDGsセミナー」を計画したがコロナ禍であるため中止のやむなきに至った。当財団と日本政策金融公庫佐賀支店、(一社)市民生活パートナーズとの月例会議は毎月実施している。

(2) 社会的弱者への資金助成

(趣旨)

貧困や災害などの様々な事情により、行政やCSOなどの支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者を支援することを目的とする。

(内容)

企業からの寄付やクラウドファンディングなどで集めた資金を、社会的弱者に助成する。

(対象者)

佐賀県民

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。

(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当財団事務局まであらかじめ連絡すること。)

(選考方法及び選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準)

当法人が規定する助成団体審査要綱による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

寄付金

(当年度実施事業)

高校進学に対して金銭的困難を抱える子どもに対して、「2021年度進学者用入学応援給付金」プログラムにより55名に助成した。(550万円)

法人運営・管理

○基本財産、公益目的財産等の保有・管理状況

当財団の基本財産である300万円は平成25年6月4日より佐賀銀行の定期預金口座に預け入れ、保有・管理している。

○理事会、評議員会の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
評議員会	令和3年7月15日	第1号議案 令和2年度事業報告及び決算報告と監査報告の承認について 第2号議案 「利益相反防止の為の自己申告等に関する規程」の改訂について 第3号議案 定款第19条第2項に基づく理事・監事の選任について 第4号議案 定款第15条に基づく評議員の選任について

理事会	令和 3 年 6 月 21 日	第 1 号議案	令和 2 年度事業報告及び決算報告と監査報告の承認について
		第 2 号議案	令和 3 年度定時評議員会開催日時、場所及び付議事項について
		第 3 号議案	「利益相反防止の為の自己申告等に関する規程」の改訂について
	令和 3 年 9 月 9 日	第 1 号議案	代表理事及び業務執行理事の選定について
	令和 4 年 3 月 30 日	第 1 号議案	令和 4 年度事業計画(案)の承認について
		第 2 号議案	令和 4 年度事業予算(案)の承認について
		第 3 号議案	「利益相反管理規程」の改訂について
		第 4 号議案	「倫理規程」の改訂について
		第 5 号議案	「コンプライアンス規程」の改訂について
		第 6 号議案	「佐賀の未来を創る 1000 人の会」の改訂について

公益財団法人佐賀未来創造基金 令和4年度事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

【事業の体系】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

【事業の趣旨】

当法人は個人や企業から寄付を集め、社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）に資金及びその他必要な資源を助成することで、地域における社会的課題解決及び新しい価値の創造に係る事業に取り組む市民立の財団法人である。

人口減少や高齢化、非正規雇用の増大等、切実な社会的課題・行政課題が顕在化する中、これらの課題に全て行政だけでは対応することが困難な状況である。このような状況において、地域や社会の課題解決や活性化及び新しい価値の創造に取り組む主体としてCSOに対する期待は大きい。しかし、一方で多くのCSOは財政的基盤の脆弱さという課題を抱えており、CSOの活動を地域社会で支える仕組みの整備や、県民主体での公益活動の強化が必要となっている。また、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政やCSO等の支援から漏れてしまい、社会から孤立化してしまうことも少なくない。

このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、資金その他必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者の支援、並びにそれらを支援する関係組織とネットワークを作り、このネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行うことを目的として設立された。

当法人では、この目的のもと、次の事業を実施する。

コレクティブインパクト事業とは

※ 複雑化した社会的課題に対し、単一の団体のみで解決することが難しい課題も多く、CSOセクターでは様々なコラボレーションを通じて諸課題の解決に取り組んでいる。さらに、単なるコラボレーションに留まらず、CSOや企業、行政など組織の枠を超えて、お互いの強みを出し合い、社会的課題の解決を目指す仕組みのことをいう。

【事業の構成】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

【事業の内容】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(趣旨)

CSOは財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的・組織的な

事情により対応できない、若しくは対応が不十分なままで終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に取り残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源、情報及び人材獲得のきっかけを提供するとともに、当法人が県内 CSO 及び企業等の寄付や人材等の受け皿として機能することにより、寄付文化及びボランティア活動の拡大を目指し、社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する活動のための資金その他必要な資源、情報及び人材確保のための事業や地域から取り残された社会的弱者を支援する事業を実施する。

(1) 伴走支援事業

(趣旨)

CSO 等は組織基盤や財政基盤が脆弱であるうえ、課題解決のための事業遂行能力も不十分である場合が多い。そのため当法人は、中間支援組織として CSO 等からの相談を受け、寄り添った伴走支援を行う。

(内容)

行政及び企業と協働して地域における社会的課題を調査研究し、その解決及び新しい価値の創造のため CSO 等に対する次に掲げる各種支援事業を実施する。具体的には、行政並びに企業と協働して対象となる CSO 等からの相談を受け、社会的課題解決及び新しい価値の創造のための支援についての相談、コンサルティング事業や人材育成及び組織基盤強化のための研修事業、寄付及び助成プログラム開発等の伴走支援を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(募集方法)

ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等 WEB による情報拡散、県内 CSO へのダイレクトメールの送付、マスコミによる広報を図るため県庁、佐賀市の記者クラブへのプレスリリースの発出、チラシによる広報等により募集する。

(財 源)

佐賀県委託事業収益及び法人財源

(令和 4 年度実施事業)

佐賀県誘致 CSO 活動支援業務

(2) 普及啓発事業

(趣 旨)

東日本大震災や北部九州豪雨をはじめ、近年頻発する巨大地震や豪雨災害といった大災害を経験したことにより、多くの方が義援金の拠出やボランティア活動への参加機会が大幅に増えたと言われているが、県内 CSO における財政及び組織基盤は十分と言える状況にはなっておらず、多くの県民や CSO 担当者に寄付文化及びボランティア活動の普及啓発を目指すため、次の事業を実施する。

(内 容)

WEB、SNS 等を活用し、寄付文化の普及啓発活動及び勉強会及び交流会の開催やボランティ

ア活動に関する普及啓発及びボランティアを求める CSO とボランティア活動に関心のある人とのマッチング事業を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(財 源)

法人財源

(令和 4 年度実施事業)

◇『佐賀の未来につながる CSO 交流会』

令和 4 年 11 月 22 日にグランデはがくれにて開催。(参加者 70 名)

1. トークセッション テーマ「佐賀の未来を見据えた”つながり”」

【パネラー】:

- | | | | |
|-------------------------------|------|----|------|
| ・ 一般社団法人佐賀県食でつながるネットワーク協議会 | 共同代表 | 干潟 | 由美子氏 |
| ・ 認定 NPO 法人スチューデント・サポート・フェイス | 代表理事 | 谷口 | 仁史氏 |
| ・ 一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム | 共同代表 | 宮近 | 由紀子氏 |
| ・ 一般社団法人地域・教育魅力化プラットフォーム佐賀事務所 | | 門脇 | 享平氏 |

【コメンテーター】:

佐賀県知事 山口 祥義氏

【司会進行】:

公益財団法人佐賀未来創造基金 代表理事 山田 健一郎

2. 市民活動ピッチタイム(CSO の活動 PR)

- ・ 認定 NPO 法人日本 IDDM ネットワーク/佐賀市
- ・ 一般社団法人キラキラヒカル/唐津市
- ・ NPO 法人ピースウィンズ・ジャパン/佐賀市
- ・ NPO 法人ベネッセの会/鳥栖市
- ・ NPO 法人灯す屋/有田町
- ・ NPO 法人 SATOMORI/佐賀市
- ・ 一般社団法人ここてらす/基山町

◇『さがつく AWARD2022』(10 周年記念イベント)

令和 5 年 2 月 17 日にザ・ゼニス(+オンライン)にて開催。(参加者 60 名)

1. 市民活動ピッチタイム(CSO の活動 PR)

- | | | | |
|-----------------------|------|-----|-----|
| ・ 一般社団法人おもやい | 代表理事 | 鈴木 | 隆太氏 |
| ・ 一般社団法人基山こどもネット | 代表理事 | 宮原 | 昌宏氏 |
| ・ 佐賀市中央通りエリアマネジメント協議会 | 事務局 | 塚原 | 功氏 |
| ・ 佐賀県地域おこし協力隊さがむすび隊 | | 野見山 | 茂氏 |

2. 寄付集めプレゼン大会

3. 寄付者・支援者への感謝状贈呈

(3) 佐賀県遺贈相談活用センター運営事業

(趣旨)

人生の集大成としての寄付である遺贈寄附や資産寄付が、寄付者本人が望む最適な形で実現し、寄付した財産が地域の未来財産となり、世代を超えて継承される社会を実現することを目的とする。

(内容)

当法人が加入している「全国レガシーギフト協会」の「遺贈寄付の窓口」として、無料相談窓口を設置。相談者ニーズに応じた専門家や寄付先相談機関、寄付受け入れ先の情報や書籍紹介等の情報提供や相談に対応する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(令和4年度実施事業)

- ・『司法書士法人州都綜合法務事務所』と業務提携契約を締結(令和4年9月17日)

- ・『人生最後の社会貢献「遺贈寄付」を広げよう』in 佐賀セミナーを開催

令和4年9月17日に傍楽庵(鹿島市)(+オンライン)にて開催(現地参加者20名)

1. オンライン動画講話 「遺贈寄付を行う人、考える人が大切にしていること」

講師 一般社団法人日本承継寄付協会 代表理事 三浦 美樹氏

2. 基調講演

講師 司法書士法人州都綜合法務事務所 代表 原 広安氏

- ・『朝日新聞社運営のポータルサイト「相続会議」』に当財団の活動記事を掲載(令和4年12月20日)

(4) 助成事業

(趣旨)

CSOは財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なまま終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSOや企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源等を提供する助成事業を実施する。

① 各種寄付による助成事業

(趣旨)

当法人は本助成事業に応募し、選考の結果採択となった事業に助成を行うことで地域における様々な社会的課題の解決や新しい価値の創造を実現することを目的とする。また、採択団体自らが寄付集めを実施することにより、採択団体の財源確保能力の向上を目指すとともに、寄付金募集の取組みを通じ、社会的課題の認知と理解を高め、事業内容や団体の存在意義を社会に発信して行く。

(内容)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の各寄付プログラム(助成)に、応募団体(以下、採択団体)が本助成プログラムに応募し、選考の結果、採択となった事業について、当法人与採択団体が、当法人の仕組み(ホームページでの寄付金募集等)を活用し、寄付募集期間に当法人与採択団体が一緒に寄付集めを実施する。寄付募集期間に集まった寄付金より事業運営費を除いた額を当法人より助成金とし交付する。

【非公募型助成事業の実施】

いわゆる「公募型」ではなく、不特定多数の者の利益増進に資する事業を対象として、個別団体ごとに調整をして案件形成を図る方式(非公募)を行うが、その場合は当法人の PO(プログラムオフィサー)が助成先責任者と十分な意見交換をして、公益増進に資することを確認したうえで理事長の承認により決定し、理事会に報告する。当年度において「非公募型助成事業」の実施はなかった。

※ ・『事業指定寄付』とは

当法人与参加する CSO が一緒になって寄付を集める「志金」調達プログラムである。当法人は、寄付集めの計画を参加の CSO と共に考え、寄付集めのツール(寄付付き商品の企画、寄付付自販機、チャリティコンサート等の企画・運営等)や、専用口座などの決済機能を用意する寄付プログラムである。

・『分野指定寄付』とは

特定の分野(子ども、教育、障がい者、介護、伝統産業、まちづくり、農林水産業、国際協力、途上国支援、働き方、文化・スポーツ・科学、環境、子育て、難病支援、学生支援、ソーシャルビジネス、NPO 支援等)に関する事業を行う団体及び個人を対象とした寄付プログラムである。

・『冠寄付』とは

寄付者の希望を反映して当法人が設計した寄付プログラムである。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等並びに地場産業の個人事業主

(助成団体)

当法人の助成プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、理事長の承認により決定した金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。

(選考方法および選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規程する「助成団体審査要綱」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定

する。

(財源)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の寄付金

(令和4年度実施事業)

- ・事業指定寄付助成 : 10 件 281 万円
- ・分野指定寄付助成 : 155 件 710 万円
- ・冠寄付助成 : 21 件 1120 万円

(荏原環境プラント第5回「e-さが基金」9事業及び直轄事業1事業 720 万円)

(佐賀新聞第3回「GOgo さがスポ基金」4事業 50 万円)

(ピースウィンズ・ジャパン第2回「佐賀県伝統工芸支援基金」7事業 350 万円)

②休眠預金による資金助成

(趣旨)

本助成事業は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会的課題の解決を図り、民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達ことができる環境を整備することを目的とする。この目的を達成することにより、社会的課題の解決のための自立かつ持続的な仕組みが構築され、採択団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会的課題の解決に向けた取り組みが強化されることが期待できる。

(内容)

本助成事業において指定された特定の分野の活動（子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活または社会生活を営む上で困難を有する者への支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動）に関する事業を行う CSO、企業等を対象とし、対象者が本助成事業に応募し、選考の結果採択となった CSO、企業等に対し助成を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(助成対象団体)

休眠預金助成事業採択団体

(助成金額)

当法人「助成選考委員会」で決定された金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当財団事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」により決定する。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

休眠預金(JANPIA との契約限度額)

(令和 4 年度実施事業)

『休眠預金事業通常枠』(人口減少と社会包摂型コレクティブインパクト事業 3 年目)

助成先及び助成金額

・ NPO 法人空家・空地サポート SAGA	1, 625, 840 円
・ NPO 法人唐津環境防災推進機構 KANNE	2, 735, 408 円
・ 一般社団法人おもやい	822, 000 円
・ 一般社団法人基山子どもねっと	4, 590, 600 円

③「こども第三の居場所」におけるコミュニティモデルの運営支援事業

(内容)

当財団は佐賀県、公益財団法人日本財団との 3 者協定のもとに連携協力して実施する「2021 年度子ども第三の居場所助成事業」において、採択され助成している県内の子どもの居場所を運営する 4 団体と「こども第三の居場所におけるコミュニティモデル」の助成・支援活動を実施した。

(財源)

公益財団法人日本財団からの助成金

(令和 4 年度実施事業)

『2022 年度子ども第三の居場所助成事業』

助成先及び助成金額

NPO 法人空家・空地活用サポート SAGA	7, 200, 000 円
一般社団法人かがみこどもプラザ実行委員会	7, 190, 300 円
一般社団法人キラキラヒカル	6, 270, 324 円
一般社団法人ここてらす	7, 191, 100 円

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

(趣旨)

近年、顕在化する地域での社会的課題の解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造に取り組む主体として CSO に対する期待は大きい。しかし、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政や CSO 等の支援から漏れてしまい、社会から孤立してしまうことも少なくない。このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合い、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関と連携したコレクティブインパクト事業を行う。

(1) 他団体への参画及び共同事業の実施

(趣旨)

当法人の目的に沿った県内の団体と共同で活動することで、CSO や企業、行政等枠組みを超えて、それぞれの強み、専門性を活かして活動することを目的とする。

(内容)

当法人の目的に沿った他団体との事業に参画し、必要に応じて事務局業務の一部を担う。具体的には、次に列挙するような事業やそれに類する事業に参画し、地域の CSO や社会的弱者からの相談対応や、当法人が実施する伴走支援、寄付募集及び資金その他必要な資源の助成について情報提供や各関係団体との連絡調整業務を行う。

(対象者)

CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関

(財源)

寄付金

(令和 4 年度実施事業)

① さが・こども未来応援プロジェクト事業

(趣旨)

こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」を増やし、繋ぎ、連携していくことで、地域での孤立化を防ぎ、子どもの社会的孤立が生まれない地域コミュニティを作っていくことを目的とする。

(内容)

「こどもの居場所」設立及び運営に関わる相談支援、ネットワークづくり事業、資源循環マッチング事業、行政・企業・CSO 等との連携事業、直接的な生活弱者等の支援事業

(対象者)

子どもの居場所運営者及び設立希望者、社会的孤立の可能性のある子ども及びその家庭

(本年度実施事業)

1) 「佐賀県『食』でつながるネットワーク協議会キックオフ交流会」を開催

令和 4 年 10 月 7 日佐賀女子短期大学 4 号館 1 階 431 室にて開催。(参加者 50 名)

② コミュニティ・エリアマネジメント事業

(趣旨)

地方で増加している空き家をはじめとした遊休不動産に対して、それをリノベーションするだけではなく、地域コミュニティと連携して価値を再確認することで地域コミュニティの活性化につなげていくこと、また高齢化してゆく地域で遺贈などの受け皿としての役割も果たしていくことを目的とする。

(内容)

空き家をはじめとした遊休不動産等の相談対応、勉強会、ネットワークづくり、行政・企業・CSO 等との連携、直接的な生活弱者当の支援等

(対象者)

空き家をはじめとした遊休不動産の管理者と地域コミュニティのメンバー等

(本年度実施事業)

- 1) 令和4年12月3日、NPO 法人空家・空地活用サポート SAGA と共催で「2022 佐賀空き家『円卓会議』」を開催した。テーマ「地域の空家がどのように活用されると、みんなが関わりたいと思うか」 会場 佐賀商工ビル7階 共用大会議室 (参加者 34名)

③ 佐賀災害支援プラットフォーム事業(災害対応と防災)

(趣旨)

同時多発的に起こる災害に対して県内外のネットワークを作ることで、災害対応をはじめとした緊急・復旧・復興支援から地域づくりまでをワンストップで対応できる仕組みづくりを行うことを目的とする。

(内容)

災害に関わる相談支援、ネットワークづくり、資源循環マッチング、行政・企業・CSO 等との連携、直接的な生活弱者等の支援等

(対象者)

災害対応や支援する CSO、企業、個人、災害被害を受けた生活弱者

(令和4年度実施事業)

「佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)」の一員として、令和4年4月24、25日に開催された「研修センター開設記念講習会(重機・チェーンソー)」、令和4年8月30日に開催された「令和4年度佐賀県防災トップセミナー(市町首長防災危機管理ラボ)」及び毎月開催される「はがくれ会議」に参加した。

④ ソーシャルビジネス支援ネットワーク事業

(趣旨)

当法人はじめ、金融機関、専門士業及び県内の CSO、中間支援団体と共同で、非営利組織の法人化や社会的課題解決に貢献する活動の事業化を促進することを目的とする。

(内容)

相談、伴走支援や各種研修、関係機関との連絡調整等

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(令和4年度実施事業)

- 1) 令和4年9月9日、日本政策金融公庫佐賀支店、一般社団法人市民生活パートナーとの共催で「ソーシャルビジネス・SDGs 関連金融推進勉強会」をオンラインで開催した。会場 日本政策金融公庫佐賀支店6階会議室 参加者(佐賀県内に本店を置く金融機関)

(2) 社会的弱者への資金助成

(趣旨)

貧困や災害などの様々な事情により、行政や CSO などの支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者を支援することを目的とする。

(内容)

企業からの寄付やクラウドファンディングなどで集めた資金を、社会的弱者に支援する。

(対象者)

佐賀県民(佐賀県に在住する個人、佐賀県に主たる事務所を置く団体及び個人)

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」による。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

ふるさと納税 GCF(ガバメントクラウドファンディング)

(令和4年度実施事業)

1)「入学応援給付金助成事業」

- ・高校進学に際して金銭的困難を抱える中学生を対象に「2022年度進学者用入学応援給付金」プログラムにより53名に助成した。(530万円)

法人運営・管理

○ 基本財産、公益目的財産等の保有・管理状況

当財団の基本財産である300万円は平成25年6月4日より佐賀銀行の定期預金口座に預け入れ、保管・管理している。

○ 理事会、評議員会の開催状況について

○

	<u>開催年月日</u>		<u>主な決議事項等</u>
評議員会	令和4年6月26日	第1号議案	令和3年度事業報告及び決算報告と監査報告の承認について
理事会	令和4年4月17日	第1号議案	休眠預金等活用制度の新型コロナウイルス対応緊急支援助成事業への参加
		第2号議案	利益相反取引に関する報告及び承認について
	令和4年6月11日	第1号議案	令和3年度事業報告及び決算報告と監査報告の承認について
		第2号議案	令和4年度定時評議員会の開催日時、場所及び付議事項について
	令和5年3月17日	第1号議案	令和5年度事業計画(案)について

第 2 号議案 令和 5 年度事業予算(案)について

第 3 号議案 利益相反取引に関する承認について

公益財団法人佐賀未来創造基金 令和5年度事業報告書 (添付資料 1)

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

【事業の体系】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

【事業の趣旨】

当法人は個人や企業から寄付を集め、社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造のための事業を行う市民社会組織（以下、「CSO」という。）、同様の事業をおこなっている企業及び個人（以下、「企業等」という。）並びに日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者（以下、「社会的弱者」という。）に資金及びその他必要な資源を助成することで、地域における社会的課題解決及び新しい価値の創造に係る事業に取り組む市民立の財団法人である。

人口減少や高齢化、非正規雇用の増大等、切実な社会的課題・行政課題が顕在化する中、これらの課題に全て行政だけでは対応することが困難な状況である。このような状況において、地域や社会の課題解決や活性化及び新しい価値の創造に取り組む主体としてCSOに対する期待は大きい。しかし、一方で多くのCSOは財政的基盤の脆弱さという課題を抱えており、CSOの活動を地域社会で支える仕組みの整備や、県民主体での公益活動の強化が必要となっている。また、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政やCSO等の支援から漏れてしまい、社会から孤立化してしまうことも少なくない。

このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主体的に地域の未来を担い合うために、資金その他必要な資源を循環させる仕組みをつくり、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者の支援、並びにそれらを支援する関係組織とネットワークを作り、このネットワークを活用したコレクティブインパクト事業を行うことを目的として設立された。

当法人では、この目的のもと、次の事業を実施する。

コレクティブインパクト事業とは

※ 複雑化した社会的課題に対し、単一の団体のみで解決することが難しい課題も多く、CSOセクターでは様々なコラボレーションを通じて諸課題の解決に取り組んでいる。さらに、単なるコラボレーションに留まらず、CSOや企業、行政など組織の枠を超えて、お互いの強みを出し合い、社会的課題の解決を目指す仕組みのことをいう。

【事業の構成】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

【事業の内容】

(ア) CSO、企業等への支援事業

(趣旨)

CSOは財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的・組織的な事情により対応できない、若しくは対応が不十分なまま終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSOや企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源、情

報及び人材獲得のきっかけを提供するとともに、当法人が県内 CSO 及び企業等の寄付や人材等の受け皿として機能することにより、寄付文化及びボランティア活動の拡大を目指し、社会的課題解決及び新しい価値の創造に関する活動のための資金その他必要な資源、情報及び人材確保のための事業や地域から取り残された社会的弱者を支援する事業を実施する。

(1) 伴走支援事業

(趣旨)

CSO 等は組織基盤や財政基盤が脆弱であるうえ、課題解決のための事業遂行能力も不十分である場合が多い。そのため当法人は、中間支援組織として CSO 等からの相談を受け、寄り添った伴走支援を行う。

(内容)

行政及び企業と協働して地域における社会的課題を調査研究し、その解決及び新しい価値の創造のため CSO 等に対する次に掲げる各種支援事業を実施する。具体的には、行政並びに企業と協働して対象となる CSO 等からの相談を受け、社会的課題解決及び新しい価値の創造のための支援についての相談、コンサルティング事業や人材育成及び組織基盤強化のための研修事業、寄付及び助成プログラム開発等の伴走支援を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(募集方法)

ホームページ等への掲載、メールマガジン、ポータルサイト、SNS 等 WEB による情報拡散、県内 CSO へのダイレクトメールの送付、マスコミによる広報を図るため県庁、佐賀市の記者クラブへのプレスリリースの発出、チラシによる広報等により募集する。

(財 源)

佐賀県委託事業収益及び法人財源

(令和 5 年度実施事業)

『2023 年度 CSO 次世代人材育成事業』

- ・特定非営利活動法人 消費生活相談員の会さが
- ・特定非営利活動法人 温暖化防止ネット
- ・認定特定非営利活動法人 被害者支援ネットワークさが VOISS

『佐賀県誘致 CSO 活動支援業務』

- ・14 特定非営利活動法人 芸術と遊びの創造協会 (令和 5 年 5 月協定)
- ・15 特定非営利活動法人 グッドネイバーズジャパン (令和 5 年 9 月協定)

(2) 普及啓発事業

(趣 旨)

東日本大震災や北部九州豪雨をはじめ、近年頻発する巨大地震や豪雨災害といった大災害を経験したことにより、多くの方が義援金の拠出やボランティア活動への参加機会が大幅に増えたと言われているが、県内 CSO における財政及び組織基盤は十分と言える状況にはなっておらず、また、災害のみならず日常的に社会的課題解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造のため多くの県民や CSO 担当者に遺贈寄付をはじめとした様々な寄付について寄付文化及

びボランティア活動の普及啓発を目指すことを目的として、次の事業を実施する。

(内 容)

WEB, SNS 等を活用し、寄付文化及びボランティア活動の普及啓発活動として勉強会及び交流会の開催やボランティアを求める CSO とボランティア活動に関心のある人とのマッチング事業を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(財 源)

法人財源

(令和 5 年度実施事業)

◇『さがつく AWARD2023』 『佐賀の未来につながる CSO 交流会』は次年度以降に持ち越しとなった。

◇『佐賀葬祭ガイド 2023(佐賀新聞社)』に遺贈寄付に関する広告出稿

◇『遺贈寄付セミナー@傍楽庵』令和 5 年 9 月 18 日 傍楽庵(+オンライン) (参加者 20 名)

第一部 南砺市での金融機関との連携の事例報告(オンライン)

第二部 州都綜合法務事務所古城氏による県内での遺贈寄付の状況や事例共有

第三部 鹿島レガシー基金に採択された 4 団体の中間活動報告

◇『相続・遺贈セミナー』開催 令和 5 年 10 月 20 日 佐賀市アバンセ 4 階 (参加者 70 名)

第一部 講演 「いま注目される遺贈寄付。佐賀県における事例と可能性」

公益財団法人佐賀未来創造基金 代表理事 山田健一郎

「おひとりさまの終活 進め方と遺贈寄付」

司法書士法人 州都綜合法務事務所 代表 原 弘安氏

第二部 パネルディスカッション&質疑応答

「あなたの想いでできること、考えてみませんか」

パネラー 三井住友信託銀行佐賀支店 西野幸治氏

第三部 講演 「いま注目される遺贈寄付。佐賀県における事例と可能性」

公益財団法人佐賀未来創造基金 代表理事 山田健一郎

「おひとりさまの終活 進め方と遺贈寄付」

司法書士法人 州都綜合法務事務所 代表 原 弘安氏

第四部 パネルディスカッション&質疑応答

「あなたの想いでできること、考えてみませんか」

パネラー 三井住友信託銀行佐賀支店 西野幸治氏

さぎんパーソナルプラザ 久米伸彦氏

ピースウインズ・ジャパン 樺田淳行氏

シビックフォース 岸川いづみ氏

(3)佐賀県遺贈相談活用センター運営事業

(趣 旨)

人生の集大成としての寄付である遺贈寄附や資産寄付が、寄付者本人が望む最適な形で実現

し、寄付した財産が地域の未来財産となり、世代を超えて継承される社会を実現することを目的とする。

(内 容)

当法人が加入している「全国レガシーギフト協会」の「遺贈寄付の窓口」として、無料相談窓口を設置。相談者ニーズに応じた専門家や寄付先相談機関、寄付受け入れ先の情報や書籍紹介等の情報提供や相談に対応する。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等及び佐賀県在住の個人

(令和 5 年度実施事業)

『 遺贈寄付相談対応』 5 件

(4) 助成事業

(趣旨)

CSO は財政的及び組織的基盤の脆弱さという課題を抱えている。また、社会的課題解決や新しい価値の創造のための事業活動に関心を持っている企業等も予算、設備や人員といった財政的組織的な事情により対応できない、若しくは、対応が不十分なままで終わってしまうことも少なくない。そのため社会的弱者が地域に残されてしまうことにもつながっている。

このような地域の実情を踏まえて、CSO や企業等が社会的活動に必要とする資金その他の資源等を提供する助成事業を実施する。

① 各種寄付による助成事業

(趣旨)

当法人は本助成事業に応募し、選考の結果採択となった事業に助成を行うことで地域における様々な社会的課題の解決や新しい価値の創造を実現することを目的とする。また、採択団体自らが寄付集めを実施することにより、採択団体の財源確保能力の向上を目指すとともに、寄付金募集の取組みを通じ、社会的課題の認知と理解を高め、事業内容や団体の存在意義を社会に発信して行く。

(内容)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の各寄付プログラム(助成)に、応募団体(以下、採択団体)が本助成プログラムに応募し、選考の結果、採択となった事業について、当法人と採択団体が、当法人の仕組み(ホームページでの寄付金募集等)を活用し、寄付募集期間に当法人と採択団体が一緒に寄付集めを実施する。寄付募集期間に集まった寄付金より事業運営費を除いた額を当法人より助成金とし交付する。

※ ・『事業指定寄付』とは

当法人と参加する CSO が一緒になって寄付を集める「志金」調達プログラムである。当法人は、寄付集めの計画を参加の CSO と共に考え、寄付集めのツール(寄付付き商品の企画、寄付付自販機、チャリティコンサートの企画・運営等)や、専用口座などの決済機能を用意する寄付プログラムである。

・『分野指定寄付』とは

特定の分野(子ども、教育、障がい者、介護、伝統産業、まちづくり、農林水産業、国際協

力、途上国支援、働き方、文化・スポーツ・科学、環境、子育て、難病支援、学生支援、ソーシャルビジネス、NPO 支援等)に関する事業を行う団体及び個人を対象とした寄付プログラムである。

・『冠寄付』とは

寄付者の希望を反映して当法人が設計した寄付プログラムである。

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等並びに地場産業の個人事業主

(助成団体)

当法人の助成プログラムの採択団体

(助成金額)

当法人の助成選考委員会が合議の上、理事長の承認により決定した金額

(応募方法)

法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。

(選考方法および選考委員)

当法人が設置する「助成選考委員会」が選考を行う。

(選考基準及び最終決定の方法)

当法人が規程する「助成団体審査要綱」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

『事業指定寄付』、『分野指定寄付』、『冠寄付』等の寄付金

(令和 5 年度実施事業)

- ・事業指定寄付助成 : 2 件 2067 万円
- ・分野指定寄付助成 : 9 件 191 万円
- ・冠寄付助成 : 21 件 523 万円

◇ 荏原環境プラント第 6 回「e-さが基金」5 団体 288 万円

〈チャレンジ枠〉

1. 浅海干潟環境学 Lab (東与賀干潟の環境教育プログラムの拡充)
2. 佐賀環境フォーラム環境教育班えこいく (児童向け環境教育活動)

〈モデル事業〉

1. 特定非営利活動法人 SATOMORI (環境保全活動と次世代の環境教育)
2. さが平野の水辺を守る会 (多布瀬川河畔公園に絶滅危惧種ミズアオイを!)

〈ネットワーク事業〉

1. 特定非営利活動法人温暖化防止ネット (地域の脱炭素化促進に向けた基盤形成事業)

◇ 佐賀新聞第 6 回「GOgo さがスポ基金」3 団体 45 万円

1. Popcandy 新体操クラブ (県外遠征試合による強化事業)

2. 西与賀ジュニアバレーボールクラブ（西与賀スポーツクラブの継続事業）
3. 佐賀市スケートボード連盟（佐賀市に於けるスケートボード練習場の修繕）

◇ 佐賀新聞第5回「ばぶばぶ基金」 9団体 90万円

1. かがみコドモプラザ実行委（「ミライエ」の充実した運営継続のための事業）
2. わくわくぼっけ（支援者育成プロジェクト「出会い・学び・保育」を柱とした地域活動と研修）
3. 放課後児童クラブ Lab「チーム SAGA」（第3回 SAGA でただいま!ほうかご）
4. 特定非営利活動法人空家・空地活用サポート SAGA（居場所そらイベント事業）
5. 特定非営利活動法人きゃんどうるハート（音楽による子どもの成長支援事業）
6. Querencia(ケレンシア)～being with you～（テーマカフェ）
7. 特定非営利活動法人ただいま（不登校生徒のいのちのふれあい事業）
8. 一般社団法人 Togetherland 佐賀支部（教えて、おめでとうハルさん 発達障がい支援グッズの開発・情報提供者ハルヤンネさんに学ぶ）
9. 佐賀プロジェクト農業部（収穫しよう!タネをまこう!）

◇ 第1回「鹿島レガシー基金」 4団体 100万円

1. (株)総合スポーツユニオンブリュー鹿島(鹿島市の地域振興に関わる活動)
2. 特定非営利活動法人日本鷹馬文化顕彰会(日本馬による鹿島の地域振興事業)
3. PROJECT HAMA（肥前浜宿における空家・未活用建物の調査事業）
4. スタジオ有明の月(学級文庫「有明の月」)

② 利子補給による助成事業

(趣旨)

公益性の高いソーシャルビジネスに対する、関係金融機関と連携した利子補給による支援を実施し、その育成及び振興を促進する。

(内容)

支援対象は関係金融機関からの融資を受ける NPO 法人その他の法人、団体のうち、特に公益性が高いと認めたものとする。

(利子補給基準)

- ・ 利子補給の対象となる融資金額：1,000万円以内
- ・ 利子補給率：融資残額の0.5%
- ・ 利子補給総額の上限：1,000,000円
- ・ 利子補給期間：融資実行から1年以内(但し、理事長が特に認めた場合は、最長2年以内)
- ・ 申請手続き等
 - i 申請者が、関係金融機関が発行した返済計画書(写)を添付し、利子補給申請書を事務局に提出
 - ii 佐賀未来創造基金が別に定める基準に基づき、助成選考委員会が審査し、交付決定を申請者に通知
 - iii 利子補給期間経過後、申請者が返済証明書を添付し請求書を事務局に提出

- iv 助成選考委員会が審査し、期間内の利子補給額を申請者に交付すると共に、額の確定を通知する

(令和5年度実施事業)

本年度実施事業は無

③ 外部団体からの助成金を活用した助成事業

(趣旨)

外部団体から当法人への助成金を活用して実施する助成事業である。

・休眠預金による資金助成事業

(趣旨)

当該助成事業は、一般社団法人日本民間公益活動機構(以下、「JANPIA」という。)から当法人が資金分配団体として採択されたことに伴い、「民間公益活動を促進するために休眠預金等に係る資金活用に関する法律」(以下、「休眠預金活用法」という。)及び同法施行規則等関連法令の規定にもとづき実施する事業である。

本助成事業は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会的課題の解決を図り、民間公益活動の自立した担い手の育成並びに民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備することを目的とする。この目的を達成することにより、社会的課題の解決のための自立かつ持続的な仕組みが構築され、採択団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保し、社会的課題の解決に向けた取り組みが強化されることが期待できる。

(内容)

本助成事業において指定された特定の分野の活動(子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活または社会生活を営む上で困難を有する者への支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動)に関する事業を行うCSO、企業等を対象とし、対象者が本助成事業に応募し、選考の結果採択となったCSO、企業等に対し助成を行う。

(対象者)

佐賀県に事務所を置くCSO、企業等

(助成対象団体)

休眠預金助成事業採択団体

(助成金額)

当法人「助成選考委員会」で決定された金額

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。(事業申請書を簡易書留で郵送もしくは持参する場合は、当財団事務局まであらかじめ連絡すること)

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」により決定する。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

休眠預金(JANPIA との契約限度額)

(令和 5 年度実施事業)

当年度実施事業 無

・「子ども第三の居場所」におけるコミュニティモデルの運営支援事業

(趣旨)

本助成事業は、すべての子どもたちが、未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供することを目的とする。

現在は、家庭の抱える困難が複雑・深刻化し、地域のつながりも希薄になる中で、安心して過ごせる居場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくない。

私たちは、子どもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「子ども第三の居場所」をハブとして、行政、CSO、市民、企業、研究者の方々と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、「みんなが、みんなの子どもを育てる」社会をつくることを目的とする。

(内容)

私たちは、日本財団と連携して、「子ども第三の居場所」事業の地域でのさらなる推進・拡大に向けて、佐賀県内での「子ども第三の居場所」の事業の開設・運営を希望される CSO を対象とし、対象者が助成事業に応募し、選考の結果採択となった CSO に対し助成を行う。

(財源)

公益財団法人日本財団からの助成金

(令和 5 年度実施事業)

◇『2023 年度子ども第三の居場所助成事業』

助成先

- ・ NPO 法人空家・空地活用サポート SAGA ・ 一般社団法人キラキラヒカル
- ・ 一般社団法人かがみこどもプラザ実行委員会

助成金額 2195 万円

(イ) 地域の社会的課題を解決する事業

(趣旨)

近年、顕在化する地域での社会的課題の解決及びスポーツや芸術等による新しい価値の創造に取り組む主体として CSO に対する期待は大きい。しかし、貧困や災害等の様々な事情により、社会的弱者が行政や CSO 等の支援から漏れてしまい、社会から孤立してしまうことも少なくない。このような状況に対応すべく、当法人は、あらゆる人たちが主

体的に地域の未来を担い合い、地域で支え合う社会を実現するために、CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関と連携したコレクティブインパクト事業を行う。

(1) 他団体への参画及び共同事業の実施

(趣旨)

当法人の目的に沿った県内の団体と共同で活動することで、CSO や企業、行政等枠組みを超えて、それぞれの強み、専門性を活かして活動することを目的とする。

(内容)

当法人の目的に沿った他団体との事業に参画し、必要に応じて事務局業務の一部を担う。具体的には、次に列挙するような事業やそれに類する事業に参画し、地域の CSO や社会的弱者からの相談対応や、当法人が実施する伴走支援、寄付募集及び資金その他必要な資源の助成について情報提供や各関係団体との連絡調整業務を行う。

(対象者)

CSO、企業等及び社会的弱者を支援する関係機関

(財源)

寄付金

① さが・こども未来応援プロジェクト事業

(趣旨)

こども食堂をはじめとした「こどもの居場所」を増やし、繋ぎ、連携していくことで、地域での孤立化を防ぎ、子どもの社会的孤立が生まれない地域コミュニティを作っていくことを目的とする。

(内容)

「こどもの居場所」設立及び運営に関わる相談支援、ネットワークづくり事業、資源循環マッチング事業、行政・企業・CSO 等との連携事業、直接的な生活弱者等の支援事業

(対象者)

子どもの居場所運営者及び設立希望者、社会的孤立の可能性のある子ども及びその家庭

(本年度実施事業)

「一般社団法人さが・こども未来応援プロジェクト実行委員会」が実施する県からの委託事業や休眠預金事業などを活用した「こどもの居場所」の設立運営支援やネットワークづくり、食支援事業などを相互に連携しながら支援事業を実施している。

② コミュニティ・エリアマネジメント事業

(趣旨)

地方で増加している空き家をはじめとした遊休不動産に対して、それをリノベーションするだけではなく、地域コミュニティと連携して価値を再確認することで地域コミュニティの活性化につなげていくこと、また高齢化してゆく地域で遺贈などの受け皿としての役割も果たしていくことを目的とする。

(内容)

空き家をはじめとした遊休不動産等の相談対応、勉強会、ネットワークづくり、行政・企業・CSO 等との連携、直接的な生活弱者当の支援等

(対象者)

空き家をはじめとした遊休不動産の管理者と地域コミュニティのメンバー等

(本年度実施事業)

遺贈寄付やまちづくりに関連した不動産に関しての相談対応をはじめ活用の提案などを県内の空家活用を専門とした CSO や司法書士などの士業や金融機関などと連携しながら支援事業を実施している。

③ 佐賀災害支援プラットフォーム事業(災害対応と防災)

(趣旨)

同時多発的に起こる災害に対して県内外のネットワークを作ることで、災害対応をはじめとした緊急・復旧・復興支援から地域づくりまでをワンストップで対応できる仕組みづくりを行うことを目的とする。

(内容)

災害に関わる相談支援、ネットワークづくり、資源循環マッチング、行政・企業・CSO 等との連携、直接的な生活弱者等の支援等

(対象者)

災害対応や支援する CSO、企業、個人、災害被害を受けた生活弱者

(令和 5 年度実施事業)

「一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム」が実施する県からの委託事業や休眠預金事業などを活用した防災減災や被災地対応などの支援活動の支援をはじめ、災害関係団体の設立運営支援やネットワークづくり、助成事業などと連携しながら支援事業を実施している。

④ ソーシャルビジネス支援ネットワーク事業

(趣旨)

当法人はじめ、金融機関、専門士業及び県内の CSO、中間支援団体と共同で、非営利組織の法人化や社会的課題解決に貢献する活動の事業化を促進することを目的とする。

(内容)

相談、伴走支援や各種研修、関係機関との連絡調整等

(対象者)

佐賀県に事務所を置く CSO、企業等

(令和 5 年度実施事業)

- 1) 令和 5 年 9 月 25 日、日本政策金融公庫佐賀支店、一般社団法人市民生活パートナーとの共催で「ソーシャルビジネス支援セミナー」を開催した。起業を考えている市民及びサポートする金融機関の担当者 24 名参加。(会場 日本政策金融公庫佐賀支店 6 階会議室)

(2) 社会的弱者への資金助成

(趣旨)

貧困や災害などの様々な事情により、行政や CSO などの支援から漏れてしまい、社会から孤立している社会的弱者を支援することを目的とする。

(内容)

企業からの寄付やクラウドファンディングなどで集めた資金を、社会的弱者に支援する。

(対象者)

佐賀県民(佐賀県に在住する個人、佐賀県に主たる事務所を置く団体及び個人)

(応募方法)

当法人のオンライン上の「申請フォーム」からの申請とする。

(選考方法)

当法人助成選考委員会において、当該委員会の委員が選考を行う。

(選考委員)

当法人が規定する「助成選考委員会設置要綱」による。

(選考基準)

当法人が規定する「助成団体審査要項」による。

(最終決定の方法)

選考基準をもとに、選考委員の合議及び理事長の承認により採択の可否と助成限度額を決定する。

(財源)

ふるさと納税 GCF(ガバメントクラウドファンディング)及び一般寄付財源

(令和5年度実施事業)

1)「入学応援 給付金助成事業」

◇ 高等学校等へ入学を迎える中学3年生を対象に入学に伴う経済的負担軽減のための、返済不要の給付金事業を実施した。

助成対象者 佐賀県内の高校進学を希望する中学生

助成実施期間 令和5年9月1日～令和6年3月31日

助成額 24名×10万円(総額240万円 分野指定寄付事業に計上)

◇ (ピースウィンズ・ジャパン第3回「佐賀県伝統工芸支援基金」

6団体 250万円 冠寄付事業に計上)

1. 江口人形店/弓野人形 (土型の保存のための石膏型への移行)

2. 岡野嵩平 (電気窯の設置導入)

3. 川上清美陶房(唐津焼)(展示場工房の出入口の引戸・窓の改修)

4. 栗山商店(竹細工)(工房兼販売所整備と廃材を利用したSDGs商品開発)

5. 副久製陶所(肥前吉田焼)(鋳込み生地をつくる場所の整備)

6. 文翔窯(有田焼)(新看板設置と展示会出展)

◇(佐賀ロータリークラブ未来人材奨学金 高校3年生5名 12万円 計60万円

冠寄付事業に計上)

法人運営・管理

○ 基本財産、公益目的財産等の保有・管理状況

当財団の基本財産である300万円は平成25年6月4日より佐賀銀行の定期預金口座に預け入れ、保管・管理している。

○ 理事会、評議員会の開催状況について

	<u>開催年月日</u>		<u>主な決議事項等</u>
評議員会	令和5年6月26日	第1号議案	令和4年度事業報告及び決算報告並びに監査報告の承認について
	令和5年7月15日	第1号議案	理事の選任について
理事会	令和5年3月17日	第1号議案	令和5年度事業計画案の承認について
		第2号議案	令和5年度事業予算案の承認について
		第3号議案	利益相反取引に関する承認について
	令和5年6月5日	第1号議案	令和4年度事業報告及び決算報告と監査報告の承認について
		第2号議案	令和5年度定時評議員会の開催日時、場所及び付議事項について
	令和5年10月5日	第1号議案	代表理事及び業務執行理事の選任について
	令和6年3月15日	第1号議案	令和6年度事業計画(案)及び令和6年度事業予算(案)の承認について
		第2号議案	令和5年度事業計画並びに事業予算の一部変更について
		第3号議案	講師謝金規程(案)の承認について

令和4年 6月 8日

公益財団法人佐賀未来創造基金

理事長 山田 健一郎 殿

公益財団法人佐賀未来創造基金

監事

赤司ス人

公益財団法人佐賀未来創造基金

監事

田村浩司

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

財産目録

令和4年3月31日現在

公益財団法人佐賀未来創造基金

(単位:円)

科 目	場所・物量等	使用目的等	金 額	
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金	財団事務所金庫にて保管	運転資金として	99,798	99,798
普通預金	佐賀銀行 本店 3067811		6,822,670	318,867,741
	ゆうちょ銀行 普通 0506831		1,807,155	
	佐賀共栄銀行 本店 1210300		4,062,956	
	佐賀共栄銀行 本店 1219838		105,245	
	ゆうちょ銀行 郵便振替 01790-3-73100	運転資金として	1,581,029	
	PAYPAY銀行 005-1559841		17,867,023	
	PAYPAY銀行 005-5716514		286,618,000	
	佐賀銀行 本店 1585125		3,663	
流動資産合計				318,967,539
2. 固定資産				
(1)基本財産				
定期預金	佐賀銀行 本店 1585125	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	3,000,750	3,000,750
基本財産合計				3,000,750
(2)特定資産				
寄付受入預金	佐賀銀行 本店 3067811		25,891,496	63,219,966
	ゆうちょ銀行 普通 0506831		3,931,309	
	佐賀共栄銀行 普通 1210300	交付者の定めた使途に充てるために保有している資金	2,703,207	
	PAYPAY銀行 005-1559841		30,693,954	
休眠預金受入預金	PAYPAY銀行 005-3552549	交付者の定めた使途に充てるために保有している資金	8,336,190	21,188,190
	PAYPAY銀行 005-5716514		12,852,000	
特定資産合計				84,408,156
(3)その他固定資産				
その他固定資産合計			0	0
固定資産合計				87,408,906
資 産 合 計				406,376,445
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	未払助成金	事業指定未払分	154,282	159,282
	職員立替	職員経費立替未精算分	5,000	
短期借入金	日本政策金融公庫	令和4年度返済分	2,160,000	2,160,000
未払消費税	令和4年度消費税及び地方消費税納税額		277,100	277,100
預り金	社会保険料		432,524	668,068
	雇用保険料	年度末役職員預り金残高	24,093	
	源泉所得税		184,751	
	住民税		26,700	
仮受金	PAYPAY銀行 005-5716514	休眠預金事業他団体分仮受	286,618,000	286,618,000
流動負債合計				289,882,450
2. 固定負債				
長期借入金	日本政策金融公庫	運転資金として	27,840,000	27,840,000
固定負債合計				27,840,000
負 債 合 計				317,722,450
差 引 正 味 財 産				88,653,995

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

科 目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,750	0	0	3,000,750
特定資産				
寄付受入預金	74,802,224	88,374,656	99,956,914	63,219,966
休眠預金受入預金	93,622,896	119,703,585	192,138,291	21,188,190
合 計	171,425,870	208,078,241	292,095,205	87,408,906

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

科 目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	3,000,750	3,000,750	0	0
特定資産				
寄付受入預金	63,219,966	63,219,966	0	0
休眠預金受入預金	21,188,190	21,188,190		
合 計	87,408,906	87,408,906	0	0

4. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

5. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はありません。

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

今年度受けている補助金等は次のとおりであります。

補助金の名称等	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期期末残高	貸借対照表上の記載区分
休眠預金助成金	一財) 日本民間 公益活動連携 機構	93,622,896	44,603,585	117,038,291	21,188,190	指定正味財産
第三の居場所助成金	公財) 日本財団	0	75,100,000	75,100,000	0	指定正味財産
合 計		93,622,896	119,703,585	192,138,291	21,188,190	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次の通りであります。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
民間助成金の事業使用による振替額	164,482,584
事業指定寄付の事業使用による振替額	50,620,258
分野指定寄付の事業使用による振替額	26,919,476
冠寄付の事業使用による振替額	11,285,700
基金応援寄付の事業使用による振替額	4,484,281
ふるさと納税寄付の事業使用による振替額	5,223,088
合 計	263,015,387

8. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

正味財産増減計算書
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科 目	当年度	前年度	増 減
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60	301	△ 241
基本財産受取利息	60	301	△ 241
特定資産運用益	706	324	382
特定資産受取利息	706	324	382
事業収益	5,905,000	9,097,203	△ 3,192,203
受託事業	5,805,000	9,097,203	△ 3,292,203
その他の事業収入	100,000	0	100,000
受取補助金等	164,482,584	89,070,420	75,412,164
国庫補助金振替額	0	3,369,067	△ 3,369,067
民間助成金振替額	164,482,584	85,701,353	78,781,231
寄付金振替額	98,532,803	60,489,653	38,043,150
事業指定寄付振替額	50,620,258	4,892,529	45,727,729
分野指定寄付振替額	26,919,476	39,757,164	△ 12,837,688
冠寄付振替額	11,285,700	6,278,800	5,006,900
基金応援寄付振替額	4,484,281	3,255,985	1,228,296
ふるさと納税振替額	5,223,088	6,305,175	△ 1,082,087
雑収入	194,848	61,145	133,703
受取利息	317	282	35
雑収入	194,531	60,863	133,668
経常収益 計	269,116,001	158,719,046	110,396,955
(2) 経常費用			0
事業費	267,531,650	150,417,275	117,114,375
役員報酬	3,780,000	2,970,000	810,000
給料手当	10,341,050	6,800,100	3,540,950
福利厚生費	147,427	347,544	△ 200,117
法定福利費	1,801,635	1,335,451	466,184
旅費交通費	1,848,269	1,308,393	539,876
通信運搬費	1,836,794	1,539,119	297,675
消耗品費	4,687,035	1,487,841	3,199,194
修繕費	46,460	12,733	33,727
水道光熱費	4,931	0	4,931
印刷製本費	273,856	442,268	△ 168,412
広告宣伝費	311,240	110,000	201,240
会議費	193,466	89,881	103,585
地代家賃	1,170,450	1,842,140	△ 671,690
賃借料	500,800	161,040	339,760
リース料	3,923,113	1,324,161	2,598,952
研修費	17,520	31,500	△ 13,980
諸謝金	587,659	237,400	350,259
諸会費	407,500	316,000	91,500
租税公課	300,920	384,893	△ 83,973
支払助成金	208,517,567	116,042,258	92,475,309
業務委託費	25,570,493	12,656,535	12,913,958
会場費	187,380	10,640	176,740
支払手数料	852,064	742,608	109,456
新聞図書費	12,540	50,922	△ 38,382
支払利息	131,094	146,986	△ 15,892
雑費	80,387	26,862	53,525
管理費	4,200,339	8,304,946	△ 4,104,607
役員報酬	420,000	330,000	90,000
給料手当	143,950	357,900	△ 213,950
福利厚生費	7,730	28,179	△ 20,449
法定福利費	94,823	108,280	△ 13,457
旅費交通費	30,995	51,785	△ 20,790
通信運搬費	59,289	49,160	10,129
消耗品費	74,240	109,557	△ 35,317
修繕費	500	0	500
印刷製本費	203,839	56,040	147,799
地代家賃	281,250	0	281,250
リース料	11,598	12,205	△ 607
諸会費	5,500	0	5,500
租税公課	5,730	73,242	△ 67,512
業務委託費	2,840,734	6,840,967	△ 4,000,233
会議費	704	2,173	△ 1,469
支払手数料	12,557	15,064	△ 2,507
支払利息	6,900	11,918	△ 5,018
雑費	0	258,476	△ 258,476
経常費用 計	271,731,989	158,722,221	113,009,768
当期経常増減額	△ 2,615,988	△ 3,175	△ 2,612,813
一般正味財産期首残高	3,861,077	3,864,252	△ 3,175
一般正味財産期末残高	1,245,089	3,861,077	△ 2,615,988
2. 指定正味財産の部			0
受取補助金等	119,703,585	125,654,127	△ 5,950,542
国庫補助金	0	3,369,067	△ 3,369,067
民間助成金	119,703,585	122,285,060	△ 2,581,475
受取寄付金	88,374,656	102,073,000	△ 13,698,344
事業指定寄付	27,533,477	24,432,547	3,100,930
分野指定寄付	16,447,681	21,626,450	△ 5,178,769
冠寄付	17,080,311	8,082,658	8,997,653
基金応援寄付	5,908,392	4,085,507	1,822,885
ふるさと納税	21,404,795	43,845,838	△ 22,441,043
一般正味財産への振替額	292,095,205	149,560,073	142,535,132
受取補助金一般正味財産への振替額	164,482,584	89,070,420	75,412,164
受取寄付金一般正味財産への振替額	98,532,803	60,489,653	38,043,150
受取補助金指定正味財産の返還額	29,079,818	0	29,079,818
当期指定正味財産増減額	△ 84,016,964	78,167,054	△ 162,184,018
指定正味財産期首残高	171,425,870	93,258,816	78,167,054
指定正味財産期末残高	87,408,906	171,425,870	△ 84,016,964
3. 正味財産期末残高	88,653,995	175,286,947	△ 86,632,952

正味財産増減計算書 内訳表

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

科 目	公益会計	法人会計	合計
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60	0	60
基本財産受取利息	60	0	60
特定資産運用益	706	0	706
特定資産受取利息	706	0	706
事業収益	5,905,000	0	5,905,000
受託事業	5,805,000	0	5,805,000
その他の事業収入	100,000	0	100,000
受取補助金等	164,482,584	0	164,482,584
国庫等補助金振替額	0	0	0
民間助成金振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	164,482,584	0	164,482,584
受取寄付金	94,454,003	4,078,800	98,532,803
事業指定寄付振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	50,620,258	0	50,620,258
分野指定寄付振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	26,840,676	78,800	26,919,476
冠寄付振替額	11,285,700	0	11,285,700
基金応援寄付振替額(事業指定・民間助成金振替分含まず)	984,281	3,500,000	4,484,281
ふるさと納税振替額(事業指定・分野指定寄付振替分含まず)	4,723,088	500,000	5,223,088
雑収入	194,531	317	194,848
受取利息	0	317	317
雑収入	194,531	0	194,531
経常収益 計	265,036,884	4,079,117	269,116,001
(2) 経常費用			
事業費	267,452,850	78,800	267,531,650
役員報酬	3,780,000	0	3,780,000
給料手当	10,341,050	0	10,341,050
福利厚生費	147,427	0	147,427
法定福利費	1,801,635	0	1,801,635
旅費交通費	1,848,269	0	1,848,269
通信運搬費	1,836,794	0	1,836,794
消耗品費	4,687,035	0	4,687,035
修繕費	46,460	0	46,460
水道光熱費	4,931	0	4,931
印刷製本費	273,856	0	273,856
広告宣伝費	311,240	0	311,240
会議費	193,466	0	193,466
地代家賃	1,170,450	0	1,170,450
賃借料	500,800	0	500,800
リース料	3,923,113	0	3,923,113
研修費	17,520	0	17,520
諸謝金	587,659	0	587,659
諸会費	407,500	0	407,500
租税公課	300,920	0	300,920
支払助成金	208,517,567	0	208,517,567
業務委託費	25,570,493	0	25,570,493
会場費	187,380	0	187,380
支払手数料	852,064	0	852,064
新聞図書費	12,540	0	12,540
支払利息	131,094	0	131,094
雑費	1,587	78,800	80,387
管理費	0	4,200,339	4,200,339
役員報酬	0	420,000	420,000
給料手当	0	143,950	143,950
福利厚生費	0	7,730	7,730
法定福利費	0	94,823	94,823
旅費交通費	0	30,995	30,995
通信運搬費	0	59,289	59,289
消耗品費	0	74,240	74,240
修繕費	0	500	500
印刷製本費	0	203,839	203,839
地代家賃	0	281,250	281,250
リース料	0	11,598	11,598
諸会費	0	5,500	5,500
租税公課	0	5,730	5,730
業務委託費	0	2,840,734	2,840,734
会議費	0	704	704
支払手数料	0	12,557	12,557
支払利息	0	6,900	6,900
雑費	0	0	0
経常費用 計	267,452,850	4,279,139	271,731,989
当期経常増減額	△ 2,415,966	△ 200,022	△ 2,615,988
他会計振替額	2,415,966	△ 2,415,966	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 2,615,988	△ 2,615,988
一般正味財産期首残高	0	3,861,077	3,861,077
一般正味財産期末残高	0	1,245,089	1,245,089
2. 指定正味財産の部			
受取補助金等	119,703,585	0	119,703,585
国庫等補助金	0	0	0
民間助成金	119,703,585	0	119,703,585
受取寄付金	84,795,856	3,578,800	88,374,656
事業指定寄付	27,533,477	0	27,533,477
分野指定寄付	16,368,881	78,800	16,447,681
冠寄付	17,080,311	0	17,080,311
基金応援寄付	2,408,392	3,500,000	5,908,392
ふるさと納税	21,404,795	0	21,404,795
一般正味財産への振替額	288,016,405	4,078,800	292,095,205
受取補助金一般正味財産への振替額	164,482,584	0	164,482,584
受取寄付金一般正味財産への振替額	94,454,003	4,078,800	98,532,803
受取補助金指定正味財産の返還額	29,079,818	0	29,079,818
当期指定正味財産増減額	△ 83,516,964	△ 500,000	△ 84,016,964
指定正味財産期首残高	170,925,870	500,000	171,425,870
指定正味財産期末残高	87,408,906	0	87,408,906
3. 正味財産期末残高	87,408,906	1,245,089	88,653,995

貸 借 対 照 表
令和4年3月31日 現在

公益財団法人佐賀未来創造基金

(単位:円)

科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	99,798	102,906	△ 3,108
普通預金	318,867,741	149,007,692	169,860,049
未収金	0	2,057,203	△ 2,057,203
立替金	0	4,688,588	△ 4,688,588
流動資産合計	318,967,539	155,856,389	163,111,150
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,750	3,000,750	0
基本財産合計	3,000,750	3,000,750	0
(2) 特定資産			
寄付受入預金	63,219,966	74,802,224	△ 11,582,258
休眠預金受入預金	21,188,190	93,622,896	△ 72,434,706
特定資産合計	84,408,156	168,425,120	△ 84,016,964
(3) その他固定資産			
敷 金	0	0	
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	87,408,906	171,425,870	△ 84,016,964
資産合計	406,376,445	327,282,259	79,094,186
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	159,282	240,176	△ 80,894
短期借入金	2,160,000	0	2,160,000
未払消費税	277,100	416,100	△ 139,000
預り金	668,068	528,176	139,892
仮受金	286,618,000	120,810,860	165,807,140
流動負債合計	289,882,450	121,995,312	167,887,138
2. 固定負債			
長期借入金	27,840,000	30,000,000	△ 2,160,000
固定負債合計	27,840,000	30,000,000	△ 2,160,000
負債合計	317,722,450	151,995,312	165,727,138
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
87,408,906	171,425,870	△ 84,016,964	
(うち基本財産への充当額)	(3,000,750)	(3,000,750)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(84,408,156)	(168,425,120)	(△ 84,016,964)
基本財産運用益	0	0	0
受取寄付金	66,220,716	77,802,974	△ 11,582,258
受取助成金	21,188,190	93,622,896	△ 72,434,706
2. 一般正味財産			
1,245,089	3,861,077	△ 2,615,988	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	88,653,995	175,286,947	△ 86,632,952
負債及び正味財産合計	406,376,445	327,282,259	79,094,186

令和 5 年 5 月 22 日

公益財団法人佐賀未来創造基金

代表理事 山田 健一郎 殿

公益財団法人佐賀未来創造基金

監事

田村浩司

公益財団法人佐賀未来創造基金

監事

赤司久人

私たち監事は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告をうけ、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及び付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

財 産 目 録
令和5年3月31日現在

公益財団法人佐賀未来創造基金			(単位:円)	
科 目	場所・物量等	使用目的等	金 額	
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金	財団事務所金庫にて保管	運転資金として	99,798	99,798
普通預金	佐賀銀行 本店 3067811	運転資金として	3,129,779	43,733,871
	ゆうちょ銀行 普通 0506831		2,440,701	
	佐賀共栄銀行 本店 1210300		4,179,658	
	佐賀共栄銀行 本店 1219838		118,291	
	ゆうちょ銀行 郵便振替 01790-3-73100		1,695,308	
	PAYPAY銀行 005-1559841		10,657,206	
	PAYPAY銀行 005-4085644		805	
	PAYPAY銀行 005-5716514		20,508,400	
	PAYPAY銀行 005-6597273		1,000,000	
	佐賀銀行 本店 1585125		3,723	
未収入金	佐賀県県民協働課	未来への一歩受託料	5,370,000	5,370,000
流動資産合計				49,203,669
2. 固定資産				
(1)基本財産				
定期預金	佐賀銀行 本店 1585125	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	3,000,750	3,000,750
基本財産合計				3,000,750
(2)特定資産				
寄付受入預金	佐賀銀行 本店 3067811	交付者の定めた使途に充てるために保有している資金	41,565,080	79,122,046
	ゆうちょ銀行 普通 0506831		3,556,184	
	佐賀共栄銀行 普通 1210300		2,749,627	
	PAYPAY銀行 005-1559841		25,251,155	
	PAYPAY銀行 005-6597273		6,000,000	
休眠預金受入預金	PAYPAY銀行 005-1559841	交付者の定めた使途に充てるために保有している資金	525,869	12,374,300
	PAYPAY銀行 005-3552549		10,154,989	
	PAYPAY銀行 005-5716514		1,693,442	
建物	傍楽庵	交付者の定めた使途に充てるために保有している物件	93,000	93,000
特定資産合計				91,589,346
(3)その他固定資産				
器具備品	簡易テント	当法人の備品として取得	127,208	
その他固定資産合計				127,208
固定資産合計				94,717,304
資 産 合 計				143,920,973
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	未払助成金	事業指定未払分	159,282	213,580
	職員立替	職員経費立替未精算分	54,298	
短期借入金	日本政策金融公庫	令和5年度返済分	3,840,000	3,840,000
預り金	社会保険料	年度末役職員預り金残高	304,416	548,896
	雇用保険料		35,410	
	源泉所得税		157,270	
	住民税		51,800	
仮受金	PAYPAY銀行 005-5716514	休眠預金事業他県団体分仮受	20,508,400	20,509,205
	PAYPAY銀行 005-4085644		805	
流動負債合計				25,111,681
2. 固定負債				
長期借入金	日本政策金融公庫	運転資金として	24,000,000	24,000,000
固定負債合計				24,000,000
負 債 合 計				49,111,681
差 引 正 味 財 産				94,809,292

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)「公益法人会計基準」を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

科 目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,750	0	0	3,000,750
特定資産				
寄付受入預金	63,219,966	57,355,904	41,453,824	79,122,046
助成金受入預金	21,188,190	59,238,728	68,052,618	12,374,300
建物	0	124,000	31,000	93,000
合 計	87,408,906	116,718,632	109,537,442	94,590,096

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

科 目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	3,000,750	3,000,750	0	0
特定資産				
寄付受入預金	79,122,046	79,122,046	0	0
助成金受入預金	12,374,300	12,374,300	0	0
建物	93,000	93,000	0	0
合 計	94,590,096	94,590,096	0	0

4. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

5. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はありません。

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

今年度受けている補助金等は次のとおりであります。

補助金の名称等	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期期末残高	貸借対照表上の記載区分
休眠預金助成金	一財) 日本民間 公益活動連携 機構	21,188,190	20,314,442	29,654,201	11,848,431	指定正味財産
第三の居場所助成金	公財) 日本財団	0	36,210,000	35,684,131	525,869	指定正味財産
合 計		21,188,190	56,524,442	65,338,332	12,374,300	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次の通りであります。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
民間助成金の事業使用による振替額	61,502,218
事業指定寄付の事業使用による振替額	2,860,612
分野指定寄付の事業使用による振替額	13,005,677
冠寄付の事業使用による振替額	11,227,900
基金応援寄付の事業使用による振替額	4,184,987
ふるさと納税寄付の事業使用による振替額	7,460,362
建物（傍楽庵）の減価償却による振替額	31,000
合 計	100,272,756

8. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60	60	0
基本財産受取利息	60	60	0
特定資産運用益	310	706	△ 396
特定資産受取利息	310	706	△ 396
事業収益	6,428,000	5,905,000	523,000
受託事業	6,428,000	5,805,000	623,000
その他の事業収入	0	100,000	△ 100,000
受取補助金等	61,502,218	164,482,584	△ 102,980,366
民間助成金振替額	61,502,218	164,482,584	△ 102,980,366
寄付金振替額	38,770,538	98,532,803	△ 59,762,265
事業指定寄付振替額	2,860,612	50,620,258	△ 47,759,646
分野指定寄付振替額	13,005,677	26,919,476	△ 13,913,799
冠寄付振替額	11,258,900	11,285,700	△ 26,800
基金応援寄付振替額	4,184,987	4,484,281	△ 299,294
ふるさと納税振替額	7,460,362	5,223,088	2,237,274
雑収入	120,764	194,848	△ 74,084
受取利息	148	317	△ 169
雑収入	120,616	194,531	△ 73,915
経常収益 計	106,821,890	269,116,001	△ 162,294,111
(2) 経常費用			0
事業費	103,218,660	267,531,650	△ 164,312,990
役員報酬	3,780,000	3,780,000	0
給料手当	9,925,318	10,341,050	△ 415,732
福利厚生費	164,276	147,427	16,849
法定福利費	2,005,810	1,801,635	204,175
旅費交通費	914,078	1,848,269	△ 934,191
通信運搬費	1,790,328	1,836,794	△ 46,466
消耗品費	4,463,428	4,687,035	△ 223,607
修繕費	319,000	46,460	272,540
水道光熱費	92,717	4,931	87,786
印刷製本費	352,074	273,856	78,218
広告宣伝費	470,401	311,240	159,161
会議費	228,241	193,466	34,775
地代家賃	1,515,000	1,170,450	344,550
賃借料	0	500,800	△ 500,800
リース料	2,791,082	3,923,113	△ 1,132,031
減価償却費	50,570	0	50,570
研修費	56,500	17,520	38,980
諸謝金	584,000	587,659	△ 3,659
諸会費	385,500	407,500	△ 22,000
租税公課	2,381	300,920	△ 298,539
支払助成金	58,735,374	208,517,567	△ 149,782,193
業務委託費	13,983,344	25,570,493	△ 11,587,149
会場費	316,396	187,380	129,016
支払手数料	134,117	852,064	△ 717,947
新聞図書費	29,345	12,540	16,805
支払利息	128,160	131,094	△ 2,934
雑費	1,220	80,387	△ 79,167
管理費	4,629,123	4,200,339	428,784
役員報酬	420,000	420,000	0
給料手当	161,182	143,950	17,232
福利厚生費	7,092	7,730	△ 638
法定福利費	116,740	94,823	21,917
旅費交通費	76,218	30,995	45,223
通信運搬費	37,254	59,289	△ 22,035
消耗品費	5,046	74,240	△ 69,194
修繕費	0	500	△ 500
印刷製本費	125,701	203,839	△ 78,138
会議費	18,000	0	18,000
地代家賃	375,000	281,250	93,750
リース料	49,613	11,598	38,015
諸会費	0	5,500	△ 5,500
租税公課	1,689	5,730	△ 4,041
業務委託費	3,217,347	2,840,734	376,613
会場費	2,400	704	1,696
支払手数料	8,382	12,557	△ 4,175
支払利息	7,459	6,900	559
雑費	0	0	0
経常費用 計	107,847,783	271,731,989	△ 163,884,206
当期経常増減額	△ 1,025,893	△ 2,615,988	1,590,095
一般正味財産期首残高	1,245,089	3,861,077	△ 2,615,988
一般正味財産期末残高	219,196	1,245,089	△ 1,025,893
2. 指定正味財産の部			0
受取補助金等	56,524,442	119,703,585	△ 63,179,143
民間助成金	56,524,442	119,703,585	△ 63,179,143
受取寄付金	57,479,904	88,374,656	△ 30,894,752
事業指定寄付	1,583,281	27,533,477	△ 25,950,196
分野指定寄付	14,043,275	16,447,681	△ 2,404,406
冠寄付	18,436,753	17,080,311	1,356,442
基金応援寄付	17,734,987	5,908,392	11,826,595
ふるさと納税	5,681,608	21,404,795	△ 15,723,187
一般正味財産への振替額	100,272,756	263,015,387	△ 162,742,631
受取補助金一般正味財産への振替額	61,502,218	164,482,584	△ 102,980,366
受取寄付金一般正味財産への振替額	38,770,538	98,532,803	△ 59,762,265
受取補助金指定正味財産の返還額	6,550,400	29,079,818	△ 22,529,418
当期指定正味財産増減額	7,181,190	△ 84,016,964	91,198,154
指定正味財産期首残高	87,408,906	171,425,870	△ 84,016,964
指定正味財産期末残高	94,590,096	87,408,906	7,181,190
3. 正味財産期末残高	94,809,292	88,653,995	6,155,297

正味財産増減計算書 内訳表
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益会計	法人会計	合計
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60	0	60
基本財産受取利息	60	0	60
特定資産運用益	310	0	310
特定資産受取利息	310	0	310
事業収益	6,428,000	0	6,428,000
受託事業	6,428,000	0	6,428,000
その他の事業収入	0	0	0
受取補助金等	61,502,218	0	61,502,218
国庫等補助金振替額	0	0	0
民間助成金振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	61,502,218	0	61,502,218
受取寄付金	34,142,563	4,627,975	38,770,538
事業指定寄付振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	2,860,612	0	2,860,612
分野指定寄付振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	13,005,677	0	13,005,677
冠寄付振替額	11,258,900	0	11,258,900
基金応援寄付振替額(事業指定・民間助成金振替分含まず)	2,464,837	1,720,150	4,184,987
ふるさと納税振替額(事業指定・分野指定寄付振替分含まず)	4,552,537	2,907,825	7,460,362
雑収入	119,616	1,148	120,764
受取利息	0	148	148
雑収入	119,616	1,000	120,616
経常収益 計	102,192,767	4,629,123	106,821,890
(2) 経常費用			
事業費	103,218,660	0	103,218,660
役員報酬	3,780,000	0	3,780,000
給料手当	9,925,318	0	9,925,318
福利厚生費	164,276	0	164,276
法定福利費	2,005,810	0	2,005,810
旅費交通費	914,078	0	914,078
通信運搬費	1,790,328	0	1,790,328
消耗品費	4,463,428	0	4,463,428
修繕費	319,000	0	319,000
水道光熱費	92,717	0	92,717
印刷製本費	352,074	0	352,074
広告宣伝費	470,401	0	470,401
会議費	228,241	0	228,241
地代家賃	1,515,000	0	1,515,000
賃借料	0	0	0
リース料	2,791,082	0	2,791,082
減価償却費	50,570	0	50,570
研修費	56,500	0	56,500
諸謝金	584,000	0	584,000
諸会費	385,500	0	385,500
租税公課	2,381	0	2,381
支払助成金	58,735,374	0	58,735,374
業務委託費	13,983,344	0	13,983,344
会場費	316,396	0	316,396
支払手数料	134,117	0	134,117
新聞図書費	29,345	0	29,345
支払利息	128,160	0	128,160
雑費	1,220	0	1,220
管理費	0	4,629,123	4,629,123
役員報酬	0	420,000	420,000
給料手当	0	161,182	161,182
福利厚生費	0	7,092	7,092
法定福利費	0	116,740	116,740
旅費交通費	0	76,218	76,218
通信運搬費	0	37,254	37,254
消耗品費	0	5,046	5,046
修繕費	0	0	0
印刷製本費	0	125,701	125,701
会議費	0	18,000	18,000
地代家賃	0	375,000	375,000
リース料	0	49,613	49,613
諸会費	0	0	0
租税公課	0	1,689	1,689
業務委託費	0	3,217,347	3,217,347
会議費	0	2,400	2,400
支払手数料	0	8,382	8,382
支払利息	0	7,459	7,459
雑費	0	0	0
経常費用 計	103,218,660	4,629,123	107,847,783
当期経常増減額	△ 1,025,893	0	△ 1,025,893
他会計振替額	1,025,893	△ 1,025,893	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 1,025,893	△ 1,025,893
一般正味財産期首残高	0	1,245,089	1,245,089
一般正味財産期末残高	0	219,196	219,196
2. 指定正味財産の部			
受取補助金等	56,524,442	0	56,524,442
民間助成金	56,524,442	0	56,524,442
受取寄付金	52,851,929	4,627,975	57,479,904
事業指定寄付	1,583,281	0	1,583,281
分野指定寄付	14,043,275	0	14,043,275
冠寄付	18,436,753	0	18,436,753
基金応援寄付	16,014,837	1,720,150	17,734,987
ふるさと納税	2,773,783	2,907,825	5,681,608
一般正味財産への振替額	95,644,781	4,627,975	100,272,756
受取補助金一般正味財産への振替額	61,502,218	0	61,502,218
受取寄付金一般正味財産への振替額	34,142,563	4,627,975	38,770,538
受取補助金指定正味財産の返還額	6,550,400	0	6,550,400
当期指定正味財産増減額	7,181,190	0	7,181,190
指定正味財産期首残高	87,408,906	0	87,408,906
指定正味財産期末残高	94,590,096	0	94,590,096
3. 正味財産期末残高	94,590,096	219,196	94,809,292

貸 借 対 照 表
令和5年3月31日 現在

公益財団法人佐賀未来創造基金

(単位:円)

科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	99,798	102,906	△ 3,108
普通預金	43,733,871	318,867,741	△ 275,133,870
未収金	5,370,000	0	5,370,000
流動資産合計	49,203,669	318,970,647	△ 269,766,978
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,750	3,000,750	0
基本財産合計	3,000,750	3,000,750	0
(2) 特定資産			
寄付受入預金	79,122,046	63,219,966	15,902,080
助成金受入預金	12,374,300	21,188,190	△ 8,813,890
建物	93,000	0	93,000
特定資産合計	91,589,346	84,408,156	7,181,190
(3) その他固定資産			
器具備品	127,208	0	
その他固定資産合計	127,208	0	0
固定資産合計	94,717,304	87,408,906	7,308,398
資産合計	143,920,973	406,379,553	△ 262,458,580
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	213,580	159,282	54,298
短期借入金	3,840,000	2,160,000	1,680,000
未払消費税	0	277,100	△ 277,100
預り金	548,896	668,068	△ 119,172
仮受金	20,509,205	286,618,000	△ 266,108,795
流動負債合計	25,111,681	289,882,450	△ 264,770,769
2. 固定負債			
長期借入金	24,000,000	27,840,000	△ 3,840,000
固定負債合計	24,000,000	27,840,000	△ 3,840,000
負債合計	49,111,681	317,722,450	△ 268,610,769
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
(うち基本財産への充当額)	94,590,096	87,408,906	7,181,190
(うち特定資産への充当額)	(3,000,750)	(3,000,750)	(0)
基本財産運用益	(91,589,346)	(84,408,156)	(△ 84,016,964)
受取寄付金	0	0	0
受取助成金	82,215,796	66,220,716	15,995,080
一般正味財産	12,374,300	21,188,190	△ 8,813,890
(うち基本財産への充当額)	219,196	1,245,089	△ 1,025,893
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	(0)	(0)	(0)
負債及び正味財産合計	94,809,292	88,653,995	6,155,297
	143,920,973	406,376,445	△ 262,455,472

令和6年5月21日

公益財団法人佐賀未来創造基金
代表理事 山田 健一郎 殿

公益財団法人佐賀未来創造基金

監事

田村 浩司

公益財団法人佐賀未来創造基金

監事

赤 司 久人

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

財 産 目 録
令和6年3月31日現在

公益財団法人佐賀未来創造基金 (単位:円)

科 目	場所・物量等	使用目的等	金 額	
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金	財団事務所金庫にて保管	運転資金として	99,798	99,798
普通預金	佐賀銀行 本店 3067811	運転資金として	7,951,752	24,026,009
	ゆうちょ銀行 普通 0506831		1,990,111	
	佐賀共栄銀行 本店 1210300		814,163	
	佐賀共栄銀行 本店 1219838		127,145	
	ゆうちょ銀行 郵便振替 01790-3-73100		1,709,953	
	PAYPAY銀行 005-1559841		10,529,102	
	PAYPAY銀行 005-6597273		900,000	
	佐賀銀行 本店 1585125		3,783	
未収入金	佐賀県県民協働課	次世代人材養成事業受託料	1,111,430	1,111,430
流動資産合計				25,237,237
2. 固定資産				
(1)基本財産				
定期預金	佐賀銀行 本店 1585125	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業の財源として使用している。	3,000,750	3,000,750
基本財産合計				3,000,750
(2)特定資産				
寄付受入預金	佐賀銀行 本店 3067811	交付者の定めた用途に充てるために保有している資金	31,226,701	72,840,338
	ゆうちょ銀行 普通 0506831		5,140,445	
	佐賀共栄銀行 普通 1210300		6,786,167	
	PAYPAY銀行 005-1559841		23,984,347	
	PAYPAY銀行 005-6597273		5,702,678	
補助金受入預金	PAYPAY銀行 005-1559841	交付者の定めた用途に充てるために保有している資金	525,869	1,236,652
	PAYPAY銀行 005-3552549	交付者の定めた用途に充てるために保有している資金	710,783	
建物	傍楽庵	交付者の定めた用途に充てるために保有している物件	62,000	62,000
特定資産合計				74,138,990
(3)その他固定資産				
器具備品	簡易テント	当法人の備品として取得	97,853	
その他固定資産合計				97,853
固定資産合計				77,237,593
資 産 合 計				102,474,830
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	未払助成金	事業指定未払分	159,282	159,282
	職員立替	職員経費立替未精算分		
短期借入金	日本政策金融公庫	令和5年度返済分	4,160,000	4,160,000
預り金	社会保険料	年度末役職員預り金残高	717,060	848,028
	雇用保険料		53,160	
	源泉所得税・住民税		77,808	
流動負債合計				5,167,310
2. 固定負債				
長期借入金	日本政策金融公庫	運転資金として	20,160,000	20,160,000
固定負債合計				20,160,000
負 債 合 計				25,327,310
差 引 正 味 財 産				77,147,520

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1)「公益法人会計基準」を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

科 目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,750	0	0	3,000,750
特定資産				
寄付受入預金	79,122,046	56,833,787	63,115,495	72,840,338
助成金受入預金	12,374,300	28,090,000	39,227,648	1,236,652
建物	93,000	0	31,000	62,000
合 計	94,590,096	84,923,787	102,374,143	77,139,740

3. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

科 目	当期末残高	うち指定正味財産 からの充当額	うち一般正味財産 からの充当額	うち負債に 対応する額
基本財産				
定期預金	3,000,750	3,000,750	0	0
特定資産				
寄付受入預金	72,840,338	72,840,338	0	0
助成金受入預金	1,236,652	1,236,652	0	0
建物	62,000	62,000	0	0
合 計	77,139,740	77,139,740	0	0

4. 担保に供している資産

担保に供している資産はありません。

5. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はありません。

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

今年度受けている補助金等は次のとおりであります。

補助金の名称等	交付者	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期期末残高	貸借対照表上の記載区分
休眠預金助成金	一財) 日本民間 公益活動連携 機構	11,848,431	0	11,137,648	710,783	指定正味財産
第三の居場所助成金	公財) 日本財団	525,869	28,090,000	28,090,000	525,869	指定正味財産
合 計		12,374,300	28,090,000	39,227,648	1,236,652	

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次の通りであります。

内 容	金 額
経常収益への振替額	
民間助成金の事業使用による振替額	28,112,430
事業指定寄付の事業使用による振替額	22,896,140
分野指定寄付の事業使用による振替額	7,313,464
冠寄付の事業使用による振替額	8,839,955
基金応援寄付の事業使用による振替額	20,596,490
ふるさと納税寄付の事業使用による振替額	3,217,197
建物（傍楽庵）の減価償却による振替額	31,000
合 計	91,006,676

8. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60	60	0
基本財産受取利息	60	60	0
特定資産運用益	417	310	107
特定資産受取利息	417	310	107
事業収益	3,611,430	6,428,000	△ 2,816,570
受託事業	3,611,430	6,428,000	△ 2,816,570
受取補助金等	28,112,430	61,502,218	△ 33,389,788
民間助成金振替額	28,112,430	61,502,218	△ 33,389,788
寄付金振替額	62,894,246	38,770,538	24,123,708
事業指定寄付振替額	22,896,140	2,860,612	20,035,528
分野指定寄付振替額	7,313,464	13,005,677	△ 5,692,213
冠寄付振替額	8,870,955	11,258,900	△ 2,387,945
基金応援寄付振替額	20,596,490	4,184,987	16,411,503
ふるさと納税振替額	3,217,197	7,460,362	△ 4,243,165
雑収入	260,435	120,764	139,671
受取利息	135	148	△ 13
雑収入	260,300	120,616	139,684
経常収益 計	94,879,018	106,821,890	△ 11,942,872
(2) 経常費用			0
事業費	90,680,939	103,218,660	△ 12,537,721
役員報酬	3,780,000	3,780,000	0
給料手当	9,365,028	9,925,318	△ 560,290
福利厚生費	232,876	164,276	68,600
法定福利費	1,961,167	2,005,810	△ 44,643
旅費交通費	896,390	914,078	△ 17,688
通信運搬費	1,090,801	1,790,328	△ 699,527
消耗品費	1,564,328	4,463,428	△ 2,899,100
修繕費	0	319,000	△ 319,000
水道光熱費	94,365	92,717	1,648
印刷製本費	98,034	352,074	△ 254,040
広告宣伝費	132,000	470,401	△ 338,401
会議費	211,235	228,241	△ 17,006
地代家賃	2,153,090	1,515,000	638,090
リース料	3,210,209	2,791,082	419,127
減価償却費	60,355	50,570	9,785
保険料	1,792	0	1,792
研修費	3,000	56,500	△ 53,500
諸謝金	256,000	584,000	△ 328,000
諸会費	252,695	385,500	△ 132,805
租税公課	27,300	2,381	24,919
支払助成金	55,266,406	58,735,374	△ 3,468,968
業務委託費	9,509,062	13,983,344	△ 4,474,282
会場費	800	316,396	△ 315,596
支払手数料	274,206	134,117	140,089
新聞図書費	34,016	29,345	4,671
支払利息	205,784	128,160	77,624
雑費	0	1,220	△ 1,220
管理費	4,409,495	4,629,123	△ 219,628
役員報酬	420,000	420,000	0
給料手当	188,972	161,182	27,790
福利厚生費	45,644	7,092	38,552
法定福利費	127,403	116,740	10,663
旅費交通費	107,748	76,218	31,530
通信運搬費	53,209	37,254	15,955
消耗品費	4,904	5,046	△ 142
修繕費	1,600	0	1,600
印刷製本費	110,371	125,701	△ 15,330
会議費	23,900	18,000	5,900
地代家賃	490,510	375,000	115,510
リース料	167,875	49,613	118,262
諸会費	305	0	305
租税公課	11,850	1,689	10,161
業務委託費	2,628,210	3,217,347	△ 589,137
会場費	4,200	2,400	1,800
支払手数料	9,426	8,382	1,044
支払利息	13,368	7,459	5,909
経常費用 計	95,090,434	107,847,783	△ 12,757,349
当期経常増減額	△ 211,416	△ 1,025,893	814,477
一般正味財産期首残高	219,196	1,245,089	△ 1,025,893
一般正味財産期末残高	7,780	219,196	△ 211,416
2. 指定正味財産の部			0
受取補助金等	28,090,000	56,524,442	△ 28,434,442
民間助成金	28,090,000	56,524,442	△ 28,434,442
受取寄付金	56,833,787	57,479,904	△ 646,117
事業指定寄付	34,552,725	1,583,281	32,969,444
分野指定寄付	3,040,809	14,043,275	△ 11,002,466
冠寄付	8,998,540	18,436,753	△ 9,438,213
基金応援寄付	1,773,766	17,734,987	△ 15,961,221
ふるさと納税	8,467,947	5,681,608	2,786,339
一般正味財産への振替額	91,006,676	100,272,756	△ 9,266,080
受取補助金一般正味財産への振替額	28,112,430	61,502,218	△ 33,389,788
受取寄付金一般正味財産への振替額	62,894,246	38,770,538	24,123,708
受取補助金指定正味財産の返還額	11,367,467	6,550,400	4,817,067
当期指定正味財産増減額	△ 17,450,356	7,181,190	△ 24,631,546
指定正味財産期首残高	94,590,096	87,408,906	7,181,190
指定正味財産期末残高	77,139,740	94,590,096	△ 17,450,356
3. 正味財産期末残高	77,147,520	94,809,292	△ 17,661,772

正味財産増減計算書 内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)			
科 目	公益会計	法人会計	合計
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60	0	60
基本財産受取利息	60	0	60
特定資産運用益	417	0	417
特定資産受取利息	417	0	417
事業収益	3,611,430	0	3,611,430
受託事業	3,611,430	0	3,611,430
受取補助金等	28,112,430	0	28,112,430
民間助成金振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	28,112,430	0	28,112,430
受取寄付金	58,685,186	4,209,060	62,894,246
事業指定寄付振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	22,896,140	0	22,896,140
分野指定寄付振替額(ふるさと納税・応援寄付振替分含む)	7,313,464	0	7,313,464
冠寄付振替額	8,870,955	0	8,870,955
基金応援寄付振替額(事業指定・民間助成金振替分含まず)	19,604,627	991,863	20,596,490
ふるさと納税振替額(事業指定・分野指定寄付振替分含まず)	0	3,217,197	3,217,197
雑収入	60,000	200,435	260,435
受取利息	0	135	135
雑収入	60,000	200,300	260,300
経常収益 計	90,469,523	4,409,495	94,879,018
(2) 経常費用			
事業費	90,680,939	0	90,680,939
役員報酬	3,780,000	0	3,780,000
給料手当	9,365,028	0	9,365,028
福利厚生費	232,876	0	232,876
法定福利費	1,961,167	0	1,961,167
旅費交通費	896,390	0	896,390
通信運搬費	1,090,801	0	1,090,801
消耗品費	1,564,328	0	1,564,328
修繕費	0	0	0
水道光熱費	94,365	0	94,365
印刷製本費	98,034	0	98,034
広告宣伝費	132,000	0	132,000
会議費	211,235	0	211,235
地代家賃	2,153,090	0	2,153,090
リース料	3,210,209	0	3,210,209
減価償却費	60,355	0	60,355
保険料	1,792	0	1,792
研修費	3,000	0	3,000
諸謝金	256,000	0	256,000
諸会費	252,695	0	252,695
租税公課	27,300	0	27,300
支払助成金	55,266,406	0	55,266,406
業務委託費	9,509,062	0	9,509,062
会場費	800	0	800
支払手数料	274,206	0	274,206
新聞図書費	34,016	0	34,016
支払利息	205,784	0	205,784
雑費	0	0	0
管理費	0	4,409,495	4,409,495
役員報酬	0	420,000	420,000
給料手当	0	188,972	188,972
福利厚生費	0	45,644	45,644
法定福利費	0	127,403	127,403
旅費交通費	0	107,748	107,748
通信運搬費	0	53,209	53,209
消耗品費	0	4,904	4,904
修繕費	0	1,600	1,600
印刷製本費	0	110,371	110,371
会議費	0	23,900	23,900
地代家賃	0	490,510	490,510
リース料	0	167,875	167,875
諸会費	0	305	305
租税公課	0	11,850	11,850
業務委託費	0	2,628,210	2,628,210
会場費	0	4,200	4,200
支払手数料	0	9,426	9,426
支払利息	0	13,368	13,368
経常費用 計	90,680,939	4,409,495	95,090,434
当期経常増減額	△ 211,416	0	△ 211,416
他会計振替額	211,416	△ 211,416	0
当期一般正味財産増減額	0	△ 211,416	△ 211,416
一般正味財産期首残高	0	219,196	219,196
一般正味財産期末残高	0	7,780	7,780
2. 指定正味財産の部			
受取補助金等	28,090,000	0	28,090,000
民間助成金	28,090,000	0	28,090,000
受取寄付金	52,624,727	4,209,060	56,833,787
事業指定寄付	34,552,725	0	34,552,725
分野指定寄付	3,040,809	0	3,040,809
冠寄付	8,998,540	0	8,998,540
基金応援寄付	781,903	991,863	1,773,766
ふるさと納税	5,250,750	3,217,197	8,467,947
一般正味財産への振替額	86,797,616	4,209,060	91,006,676
受取補助金一般正味財産への振替額	28,112,430	0	28,112,430
受取寄付金一般正味財産への振替額	58,685,186	4,209,060	62,894,246
受取補助金指定正味財産の返還額	11,367,467	0	11,367,467
当期指定正味財産増減額	△ 17,450,356	0	△ 17,450,356
指定正味財産期首残高	94,590,096	0	94,590,096
指定正味財産期末残高	77,139,740	0	77,139,740
3. 正味財産期末残高	77,139,740	7,780	77,147,520

貸 借 対 照 表
令和6年3月31日 現在

公益財団法人佐賀未来創造基金

(単位:円)

科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	99,798	99,798	0
普通預金	24,026,009	43,733,871	△ 19,707,862
未収金	1,111,430	5,370,000	△ 4,258,570
流動資産合計	25,237,237	49,203,669	△ 23,966,432
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,750	3,000,750	0
基本財産合計	3,000,750	3,000,750	0
(2) 特定資産			
寄付受入預金	72,840,338	79,122,046	△ 6,281,708
助成金受入預金	1,236,652	12,374,300	△ 11,137,648
建物	62,000	93,000	△ 31,000
特定資産合計	74,138,990	91,589,346	△ 17,450,356
(3) その他固定資産			
器具備品	97,853	127,208	△ 29,355
その他固定資産合計	97,853	127,208	△ 29,355
固定資産合計	77,237,593	94,717,304	△ 17,479,711
資産合計	102,474,830	143,920,973	△ 41,446,143
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	159,282	213,580	△ 54,298
短期借入金	4,160,000	3,840,000	320,000
未払消費税	0	0	0
預り金	848,028	548,896	299,132
仮受金	0	20,509,205	△ 20,509,205
流動負債合計	5,167,310	25,111,681	△ 19,944,371
2. 固定負債			
長期借入金	20,160,000	24,000,000	△ 3,840,000
固定負債合計	20,160,000	24,000,000	△ 3,840,000
負債合計	25,327,310	49,111,681	△ 23,784,371
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
(うち基本財産への充当額)	77,139,740 (3,000,750)	94,590,096 (3,000,750)	△ 17,450,356 (0)
(うち特定資産への充当額)	(74,138,990)	(91,589,346)	(△ 84,016,964)
基本財産運用益	0	0	0
受取寄付金	75,903,088	82,215,796	△ 6,312,708
受取助成金	1,236,652	12,374,300	△ 11,137,648
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	7,780 (0)	219,196 (0)	△ 211,416 (0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	77,147,520	94,809,292	△ 17,661,772
負債及び正味財産合計	102,474,830	143,920,973	△ 41,446,143